

第38回平成23年9月与謝野町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成23年9月13日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時24分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	赤松孝一
4番	杉上忠義	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	今田博文
7番	伊藤幸男	17番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	井田義之
9番	家城功		

2. 欠席議員(1名)

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長補佐	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長 (井田義之) 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、本日も6名の方の一般質問を行いたいというふうに思います。

ご報告しておきます。本日小林議員より欠席の届が出ております。宇野会計室長より欠席の届が参っており、代理として飯澤室長補佐に出席していただいております。以上お知らせしておきます。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

最初に、14番、糸井満雄議員の一般質問を許します。

14番、糸井議員。

14番 (糸井満雄) 皆さん、おはようございます。

さっそくですけども、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は本日1件のみ、3点にわたって質問をさせていただきます。

内容は役場庁舎の統合についてでございます。

私はこの庁舎統合問題に関する一般質問は、昨年6月、本年の6月と、今回で3回目です。本日また同じ質問をしなければならなくなったことは、私自身大変、また全く不本意でありまして、残念でなりません。しかし、この問題を町民の代表である一議員としてそのまま放置し、看過するわけにはまいりません。合併時、太田町長の言われた言葉、三つの特色を生かし、すなわち旧3町の特性を生かして町民が一体化するようなまちづくりをしていく。合併後は、住民はこの町長の言葉と決意を信じながら、今日までさまざまな取り組みを通じて町政を信頼し、町政と協力しながら、地域の一体感の醸成に向けて努力をしてまいりました。しかし、今回のように合併協定を一方的に破棄することで、その信頼性は全くといっていいほど消えうせ、将来の与謝野町のまちづくりに大きな暗雲が漂い、不幸となりかねない状況であります。そもそも、公共的施設の統合整備については、合併時に策定されました新町まちづくり計画の中でも、住民生活に急激な変化を及ぼさない利便性に十分配慮するとともに、審議会の設置等により住民の意向を反映し、新町の一体性の確保、地域の特性、地域間のバランス及び適正配置、さらには財政事情等を考慮しながら、そのあり方を検討するものとする。将来の本庁支所のあり方については、必要性、機能性など多角的に十分精査し検討するものとしてされています。さらに何回も申し上げておりますように、総合計画でもしかりであります。しかるに今回の提案は、庁舎内でのワーキンググループだけの結論を重視し、結論ありきのごときで町民に説明されたところに、町民の間に不信感を抱かせ、さらに大きな混乱を惹起させ、問題を引き起こす結果となりました。まことに遺憾であります。町においては、今回の提案の説明のために、町内24カ所で町政懇談会が開催されました。また議会においても、庁舎問題特別委員会を立ち上げ、ワーキンググループの検証が進められてきたところでもあります。その中で、さまざまな意見、要望、疑問点などが出され、問題点や矛盾点などが明らかになったと思います。したがって、本日は基本的な次の3点について、町長の見解を求めたいと思っております。

まず1点は、今回の役場庁舎の統合の提案に対し、今までの町政懇談会や特別委員会等の質疑の中で、次の点が明らかになりました。一つは、今回の役場庁舎統合案は、事務所の位置を変更するための重要な規定、すなわち地方自治法第4条第2項に基づく配慮が全くされず、ワーキンググループでの検討も全くされてないこと。二つ目に、さらに合併時、現本庁舎を最適とした選定理由との整合性どころか、検討さえもされてないこと。三つ目、加えて、第1次総合計画に示された検討委員会の立ち上げは、町民の意見を直接聞くとの理由で無視され、総合計画が軽視されていること。四つ目に、昨年の6月定例会一般質問における町長答弁が、全く無視されて実行されてないことなどが明らかになりました。これは行政事務及び職員の利便性を元に策定されたワーキンググループの結論を重視し、合併時の精神を、また町民及び議会、さらには地方自治法をも軽視したものと考えますが、町長の見解を求めておきたいと思います。

2点目に、今回の役場庁舎の統合案に対する岩滝地区の町民の反対の声は、町政懇談会でも明らかになったように非常に切実なものがあり、怒りにも似た大きな力となって、今反対の機運が広がるようにきております。町長に対する不信、太田町政に対する不信感は増大をしております。一体感の醸成、一体性の確立はおろか、与謝野町を二分するような状況になりかねない現状をこのまま放置していいのだろうか。今回の提案は、メリットは少なく失うものが多いことを私は認識すべきではないかと思えます。特に金で変えることができない行政への信頼という大きな財産を失う痛みを私は感じるべきだと思えます。和の大切さを説いたもの、有名な言葉がございます。聖徳太子の十七条憲法の第1に、「和らぎを以て」、すなわち「和を以て貴しと為す」という言葉がありますけれども、今回の提案は、融合と和をもって進める施策ではないと思えます。体制や形だけでは一体性の確立とは言えず、町民の心が一つになってこそ真の一体性の確立ができ、均衡ある発展が実現できるものと思っております。どんな立派な施策でも、町民との信頼関係がなければ成り立たないし、実現もしないと思えます。与謝野町民が一体感の醸成に努め、今少しずつ体制の確立が進展しつつあるときに、今このような施策は出すべきではないと思えます。この上は一たん白紙に戻し、町民の信頼を回復すべく努力を傾注すべきと考えておりますが、町長の見解を求めたいと思えます。

3点目、町政懇談会は、6月20日から8月5日まで町内24カ所で行われました。質問及び意見など766件、そのうち岩滝地区の質問意見が428件にも及んでいます。これは全体の56%を占め、そのほとんどが、今回の提案に対する反対意見、疑問視する声であったと認識をいたしております。さらに町長に対し、要望書が2,566人の署名を添えて提出されており、また、議会にも同じく2,544人の署名を添えての請願書及びもう一つの団体からも請願書が提出されており、計2件の議会への請願となっております。この結果を町長はどのように受けとめられたのかお伺いをしたいと思います。また、町民の声の多くはノーであったように私は認識をしております。さらに懇談会の中での町長答弁では、「参考にさせていただく」、「持ち帰り検討する」、「今後の課題とする」という回答が多く見られましたが、町政懇談会を行った結果をどのように分析、検討し、今後の合意形成を図ろうとされているのか。検討結果と今後の方針について、町長の見解を求めておきたいと思えます。

以上、3点について質問をいたしますので、よろしく答弁のほどお願いを申し上げます。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） おはようございます。

ただいまの糸井議員ご質問の、役場庁舎の統合についての1点目、今回の役場庁舎統合の提案は、ワーキンググループの結論を重視し、合併時の精神を、また町民及び議会、さらには地方自治法も軽視したものとするが、町長の見解は、にお答えさせていただきます。

今までにも繰り返し述べさせていただいておりますように、今回の提案をした基本的な趣旨は、1つ目には町として責任を持った行政を進めるために庁舎を統合し、さらに行政機構を機能を高め、効果的な機能を高めていくという点でございますし、2番目には、町民の安心・安全を守るため、指揮命令系統の一本化により一層の防災体制の強化を図る、また3点目に、合併による財政的メリットは10年間であり、厳しい財政事情から、財政的メリットを最大限活用して施設整備等を進めるということでございますし、つまり、住民の安全と福祉の向上という責任をきちっと果たすとともに、できる限りスリムで効果的な運営を行い、そこで生み出された財源や施設は、町民の皆様の活動の支援に振り向けることこそ今回の提案の最大の眼目であり、決して行政事務や職員の利便性のためだけに考えたわけではございません。一つ目の地方自治法第4条2項に対する配慮、また2点目の、合併時の本庁舎選定理由との整合性については、合併協議時点におきまして、この合併に努力させていただいた一人として、皆さんと一緒に論議をし、認めたものであり、そのことは妥当なものであったというふうに考えております。と同時に、時間の経過や行政財政状況、また職員の減少などにより、将来に向けた持続あるまちづくりの体制を整えていくには、庁舎や組織のあり方を絶対に変更してはならないというのではなく、必要な改革は、町民の皆さんとともに、町民の合意を得て、ふだんから取り組んでいかなければならないというふうに考えております。また総合計画における検討委員会の設置、また昨年6月の議員の一般質問における検討委員会についての答弁につきましては、ワーキンググループで検討した案を、まずは町民の皆様たたき台として提案し、踏み出させていただきました。説明会や24区を回らせていただいた町政懇談会において、今後の与謝野町のまちづくりのあり方、あるいは行政の効率化、住民参加型のまちづくりをどう進めていくかなど、いろいろな議論がなされ、深められたことは、大変有意義であり重要なことであったというふうに思います。多くの町民の皆様からいただいた検討委員会の設置をはじめ、さまざまな貴重なご意見や不十分な点については、さらに整理し、再度十分時間をかけて熟慮するとともに、議会でのご議論を踏まえた上で、いかに進めていくべきか検討し、対応していきたいというふうに考えております。

次に2点目に、今回の提案が町政不信や町を二分するような状況となっており、一たん白紙に戻し、町民の信頼を回復すべく最善の努力を傾注すべきと考える、とのご質問であり、また3点目の、町民の声をどのように受けとめているのか、町民の声はノーであり、今後の合意形成をどう図ろうとしているのか、とのご質問は関連しますので、あわせてお答えさせていただきます。

町政懇談会におきましては、岩滝では大変厳しいご意見をいただきました。今回の提案は行政改革大綱や総合計画にのっとり、今後のまちづくりにとってどうしても必要であるとの認識と判断に立って提案をさせていただいておりますが、同時に町民の皆さんの意思を尊重し、合意なしに町政の推進はないということも大事な点であるというふうに思っております。だからこそ今の現状を見ましたとき、まだまだ住民の合意が得られたとは考えておりませんし、12月議会には、

本庁舎の位置を変更をする条例改正案は提案しないといたしましたのも、そうした思いからでございます。それらのご意見を真摯に受けとめると同時に、不十分な点を補強し、また住民の方たちの納得や合意をいただけるような方策を、今後お時間をいただく中で検討していきたいというふうに考えております。

以上で1回目の質問のお答えといたします。

議長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 今答弁をいただきましたが、まず1点目の問題についてでございますけども、町長は責任ある行政を今後もやっていかないかと。しかも安心・安全な、防災も含めた中で町民の暮らしを守っていかないかと。また財政的にも将来を見据えた計画を立てていかないかと。こういうことで今回の提案をさせていただいたと。こういうことだったろうというふうに思っております。それは私もある面で、行政進めていく上で必要な事項だろうというふうに思っておりますが、一方で、やはり法律だとか、いわゆる約束事だとか、方針だとか、いろいろとあるわけです。だからこそ、だからこういう行政を進めていかないかんで、法だとか、合併時の精神だとか、あるいは総合計画に基づく方針だとかいうのは守らなくてもいい、そういうことに私はならんだろうというふうに思うんですね。地方自治法でも、やはりその事務所の位置の変更については、大変重要な事項だということで法律で定められておるわけです。前回の特別委員会の中でも、私はこの問題について申し上げたと思っております。回答は、地方自治法第4条については意識はしておったけれども、この与謝野町の小さな町ではそこまでこだわる必要はないと、こういうふうには私は答弁をもらったように思います。これは町長の答弁でございませんよ。ワーキンググループでの特別委員会の検証の中での答弁でございます。したがって、こういう考え方が、私は町のワーキンググループを含めて全体の中であるのではないかなと。法は法として、解釈は適当にすればよいという言葉はおかしいかもしれませんが、そういう意識が、私はあるのではないかなと。私は遵法精神に欠けておるといふふうに言わざるを得ないというふうに思うんですけれども。そういった一方で、そういう法だとか、取り決めを、あるいは方針を無視してもいいのかどうか、私は疑問に思うんですけれども、町長いかがお考えですか。

議長（井田義之） 太田町長。

- 町長（太田貴美） まず地方自治法の第4条の中には、地方公共団体はその事務所の位置を定め、またこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。前項の事務所の位置を定め、またこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公省との関係については、適当な考慮を払わなければならない。そして3番目には、第1項の条例を制定し、また改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、出席議員の3分の2以上の同意がなければならないというふうになっております。この合併をなりたてます合併の協議を入りました時点では、こうしたことも含めて事務所の検討をし、そしてそれに同意をし、妥当だということで、皆さんが合併のこの庁舎の位置につきましては合意をし、そうした基本的な5項目の中で確認がされたというふうに思っております。今回、こうしたその位置を変えようというときには、当然この庁舎の位置の問題、あるいは公共交通機関、あるいは公共施設との関連も重要だというふうに考えられますし、限られた時間の中で、そうした方向性を出すことができなかつたということについては、これはまだ十分な検討がされてないということにつ

ては、それは事実だというふうに思っております。今回提案させていただいておりますのは、これを議会へそのまま出してやっていくということではなしに、一つの考え方として、町として、やはり提案をさせていただいて、それを一つのたたき台として十分住民の皆さんの意見や、あるいは議会の皆さんの議論等をしていただく中で、最終的には提案します中身が決まっていくというふうに思っておりますので、これらの不十分な点については、十分今後のご議論の中でもしていく、そうしたことが可能だというふうに思っております。ですから先ほど申し上げましたように、まだまだ合意を得られるような状況ではない、また不十分な点が多々ある、そして何よりも我々も今後の課題として挙げております、そうした地域振興課の問題、それから防災の問題、住民の方の利便性の問題等々、まだ課題としては十分考えなければならない点がございますので、それらも含めて今後の議論を、あるいは検討をしていきたいというふうに考えております。ですから、これらについては、ご指摘のとおりまだ十分な議論がなされていないという点については、そのとおりだというふうに考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今町長が、前からも何遍も申されておりますように、今回は、あくまでもたたき台だということで町民に示したものだということなんですが、しかし一般的にはそうは取られてないわけなんです、これは。もう結論ありきとしての、私は提案というか、案ではなかったかなというふうに思います。ということは、やっぱり文章の書き方も、しかるべき時期に条例案を提出するとか、それから平成24年度予算を計上するとか、そう言い切った今後の方針として出されておるわけで、今後の方針としては、そういうふうにしたいというふうな書き方であれば、そうかなというふうに思うんですが、やはり言い切った文章になっておりますので、一般的な町民としては、そういうとらえ方はしてないというふうに思っております。今町長が答弁がありましたように、今合意形成を図る段階ではないと、図れる、そういうふうにはまだ思ってないというふうに言われておりましたけれど、また法も守っていくというふうなことを言われたというふうに思いますけれども、しからば、今後やはりこの問題を検討する場合において、やはり法のこの精神を最大限に生かした中で再検討をするというふうなことに、私のほうは確認させていただいてもよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 再検討するというよりも、検討がまだなされていないという点だというふうに思いますので、それら不十分な点、あるいはいろいろと出ましたご意見、それから先ほども申し上げましたように、この行政改革大綱、あるいは総合計画にもございますように、これらにのっとなって進めてきているつもりでございますけれども、その中でもやはり不十分な点があるかというふうに思いますし、それらも含めて十分考えさせていただいた上で、次の方策を出させていただきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） よくわからなかったんですけども。やはり法だとか、あるいは総合計画だとか、そういったものも含めた中で、総合的に今後検討を進めていきたいと、こういうふうに私は取ったんですけども、そういうふうに理解をしたんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） そのとおりでございます。住民の方の合意や、そうした納得をいただいていない状況の中で、また議会のご議論もまだまだこれからというふうな中で、それらの案を提案していくということにはなかなかならないというふうな考えておりますので、それらも今後の住民の皆さん、あるいは議会とのキャッチボールも、まだまだ十分必要だというふうな思っておりますので、今おっしゃったように理解をしていただけたらというふうな思っています。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） はい、わかりました。そういうことで、総合的に一つ検討はしていただきたいわけですが。やはり議会としては、こういったことが、やっぱり基本的なことが大事なものでありますので、法だとか、あるいは方針だとか、そういったものを整合性がなければ、それは到底理解ができないということになりかねないというふうな思っていますので、やはりこういったことを検討されるときには、やっぱりそういうことも含めて、総合的に一つ検討をしていただきたいなというふうな思っています。

それから一体性の確立の問題について、私は6月の議会で、今この提案をされるのは、この一体性の確立と一体性の醸成に水を差すものだというふうな私が申し上げたときに、町長の答弁は、そうは思わないと。一体性の確立はできておるというふうな私は答弁をいただいたというふうな思いますが、今でもその考えに変わりはありませんか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 今までにもいろいろとそうした一体性の醸成をするために、先ほどくしくも糸井議員さんが「和」という言葉を挙げられましたけれども、一番はじめに与謝野町長にならせていただくときに、私も四つの「わ」、幸せを運ぶ四つの「わ」ということで、「わ」を掲げさせていただきました。その和は、和みの和を以て貴しの「和」。そして環境の「環」、それから車輪の「輪」という輪っかの「輪」、そして対話の「話」という四つの「わ」、これらを進めていく中で、こうした四つの「わ」を大事にした中で進めていく中で、与謝野町のまちづくりに取り組んでいきたいというふうなスローガンといたしますか、自分の思いを掲げさせていただきました。その中で、先ほどおっしゃった和みの「和」というのは、その中でも人の気持ちという意味では大事なことだというふうな思っておりますし、それらについて、私自身今もその当時の気持ちとは変わっておりません。そうした中で、こうした厳しい状況の中で、やはり町民の方たちが一つになって、なおかつお互いに立場を尊重しながらまちづくりが進めていける、そうしたことをやはり大事なことだというふうな思っております。そうした中では、いろいろとお互いが譲り合い、そして理解し合いしていく、そういうプロセスが大事だというふうな思っております。そうした中で、この庁舎の問題もそうした気持ちでお互いが譲り合い、そして町民の方たちにとってどういう形がいいかということ、やはり論議していくこと、そのことこそ、やはり次につながる、「和」につながっていく大事なプロセスだというふうな思っております。そうした意味で、単にそのことによって水を差すというものではなく、やはり一つの庁舎で、そしてそれらを行政を進めていく。お互いに町民の方たちもそれぞれの地域で頑張ってくださいということも、一つの私は大事なことはないかというふうな思っております。ですから「和」を、水を差すということじゃなしに、これらの一つの問題をお互いに論じ合い、そして検討し合い、そして対話を重ね

る中で一つの方向性が出てくるというふうに思っておりますので、私の思いはそうした思いというところでございます。

議 長（井田義之） 糸井議員

1 4 番（糸井満雄） 町長の思いはわかりますけれども、実際に今回この提案がされて、町政懇談会をされた。その中で、特にほかの地域もですけども、特に岩滝の地域では非常に大きな不信感が出ております。これは事実でございます。それは町長にも要望書が出されておると思いますが、やはり今回の提案については大きな不信感を抱いております。一体性の確立どころか、私が先ほど申し上げましたように、これはやはり水を差すもんだというふうに私は言わざるを得ません。町長はこの町政懇談会の中でも、岩滝の人たちの、いわゆる考えておられることがわからないというふうな発言もされております。これは加悦地区での答弁だと思いますけれども、岩滝の皆さんが感情的になっておられる理由について私はわからないと。24区間回らせていただく中で、岩滝は大変だろうとおっしゃいますが、何がどう大変なのかわからないと、こういうふうに言われておりますし、山田では反対されておるのは理屈ではなしに感情的なものだと、こういうふうにおっしゃっておられるわけなんで、私は大きな誤りがあるのではないかなというふうに思っております。非常に今回の問題については、一体性の確立どころか、それに水を差すものであるというふうに私は言わざるを得ないというふうに思っております。これまで一生懸命に努力してきた、それが一瞬のうちに消え去ったというふうに言っても過言ではないと。これは地域が違えばまた違う意見が出るかも知りませんが、私がおる町では、地域では、そういうふうな空気になっておるということであります。いろいろと行政の理想もありますし、しかしながら、理想を追い求める余りに、余りにも現実を無視すると大きな過ちを犯すことになると思います。しっかり現在の現実を見据えた中で施策を進めていただかないと、先ほども申し上げましたように、やはり相互信頼の上に立って施策を進めるべきであるし、そうでないと施策の実現はできないと、成功もしないと、私はこのように思っております。したがって、私は今回の問題の解決を図ろうとすれば、これは一たん白紙に戻していただく。すべて仕切り直していただくと。これが私は前提だろうというふうに思っております。町長はどのように今後の合意形成をされようとするのか私にはわかりませんが、なかなかこれは至難のわざだというふうに思います。まず基本は一たん白紙に戻す、これが私は基本ではないかなというふうに思っております。すべて白紙の状態の中から、もう一度町民の皆さんとともに一緒になって今後の与謝野町を考えていく、そういう姿が、私は見せるべきではないかなというふうに思いますが、町長いかがお考えですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今の段階で、それらのことについてお答えすることはできません。先ほど来申し上げておりますように、いろいろ出されております意見を、やはりもう一度精査し、また考慮、熟慮させていただいた中で、一定の方向性を見出していきたいというふうに思っておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私もこれ以上、しつこくは申しませんが、最後に1点だけお尋ねをしておきたいと思っております。今回の問題については、合意形成がなければこの本庁舎統合の問題については進めないというふうに、私は町長の答弁から理解をしておりますけれども、それに間違いありま

せんね。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町民の皆さんのそうした合意、あるいはまた議会での多くの議員の皆さんの合意がなければ、当然議案としては挙げることはできませんので、そうしたことを前提に考えさせていただきます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） はい、わかりました。合意形成がなければこの問題は進めないということでございますので、この合意形成というのは、非常にいろいろと問題だろうというように思うんですけども。一地域でも、これが反対運動があれば、これは実施をしないというふうに私は理解をいたしておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういう意味ではございません。やはりそれぞれ特定の地域ということではなしに、与謝野町全体の中で、やはり先ほどもおっしゃったように、総合的に考えていく必要がございます。そうした中で合意形成というふうにご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） これ以上の答弁は、私はいただけないのではないかなというふうに思っておりますので、最後に、私はあくまでも、やはり一たんこれは白紙に戻していただくと。そして仕切り直していただくと。これが私は最善の方法だろうというふうに思っております。それが将来の与謝野町の発展に結びついていくというふうに思っておりますので、このままこの施策が進められていくと、不幸な事態になりかねないという状況も考えられますので、一つこれは一たん白紙に戻していただいて考え直していただくと、このことをお願いを申し上げておきまして、質問を終わりたいと思います。以上です。

議 長（井田義之） これで糸井満雄議員の一般質問を終わります。

次に、1 2 番、多田正成議員の一般質問を許します。

1 2 番、多田議員。

1 2 番（多田正成） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、第38回9月定例会の一般質問をさせていただきますと思いますが、今議会は平成22年度の決算議会ですので、無駄のない行政運営をしていただくために、通告しております4点と別件1点を質問させていただきたいと思いますが、その前に、私の通告書が出ておりますが、ちょっと訂正を願いたいと思います。一番下の4番のところ、「国の機関委任事務」としておりますけど、これは、今は法が変わって「法定受託事務」となっておりますので、大変申しわけありません、訂正をお願いいたします。ただこの質問の内容としては、まだ今、行政の運営が機関委任事務のような感じというイメージからその質問をさせていただきますたいもんですから、これが書けてしまったなと思っております、大変申しわけありません。訂正をお願いいたします。

それでは本題に入らせていただきたいと思いますけれども、さて皆さんもよくご存じのとおり、我が国は1989年に平成時代となりました。20世紀から21世紀へと移り変わる激動の二十数年間ではなかったかと思えます。世界的なIT戦略の加速によって、すべてに社会構造の変化

が起きてまいりました。そのために企業構造が変わり、我が国の大手企業や産業界は海外への進出、企業統合と、企業戦略を変えてまいりましたが、しかしながら、多くの中小零細企業はその変化に乗り切れず、私たちを取り巻く環境は大変厳しいものになってきました。当地丹後も、基幹産業とも言われた織物業界の衰退からそれにかわる産業が見つけ出せずに、地域の衰退と雇用の図れない環境が今もなお続いています。そういった中、国内不況が続き、いち早く対応しなければならない国政が随分おくれて、事業仕分けや行政改革に乗り出したのが平成22年間のうちの後半であります。地方自治の市町村合併の推進もその一環であります。平成11年には3,232市町村から、平成22年には1,727市町村となりました。当町もその一自治体であります。今回の平成合併は、昔のような小さな村区の合併で地域の経済力をつけようといった合併ではありません。経済の低迷による国の財政難から、地方分権をうたい、合併特例債を報償として各自治体の合併を推奨してきたのであります。自治体も地域経済の低迷と交付税の縮減から、将来の財政難を予測し合併へと踏み切りましたが、多くの施設や起債、つまり借金を抱えたままの合併であり、その整理整頓がつかないまま歳出だけがかさむ結果となっております。私の思う合併特例債とは、旧町時代の仕組みを、合併後10年間のうちに一つの町として施設整理、統廃合、財政整理などすべてを整え、新たなまちづくりをするための特例債ではないかと思っています。そのことのできない町は、財政がさらに厳しくなるのではないのでしょうか。当町は現在のところ、実質赤字比率、連結実質赤字比率など、早期健全化基準には余裕があり、黒字となっております。また実質公債比率も16.5%と、早期健全化基準から見ると良好な範囲を保っています。しかし一方、財政力指数は、単年度でいいますと0.30と、依然として財源に余裕のない厳しい状況であります。つまり経常収支比率も、臨時的財政対策債を引くと94.7%と依然高率であり、経常経費、固定経費など、歳出の原因となる改善が必要ではないかと思えます。行政改革大綱にもうたわれていますが、当町は住民一人当たりに対する人件費、物件費、交際費、繰出金など、すべてに類似団体と比較すると高い水準のようであります。何が原因でしょうか。現在取り組んでおられる人件費の削減は、一定の評価をいたしますが、私は人件費の削減だけが問題でないと思えます。つまり行政運営のあり方にも原因があるのではないのでしょうか。自治体は住民のため、行政業務、あるいは施策でなければなりませんし、それが人件費や施設管理費や業務経費などがかさみ財政難になるのは、住民のための施策ができないということでもあります。今後さらに機構改革、業務改革を抜本的に進めていただき、財政力の改善に努めていただかなければ、新たなまちづくりはできません。私は何も削減だけを望んでいるわけではありませんが、しかし合併して6年目を迎えても、依然として財政力指数が低いまま改善できずにいます。少子高齢化、社会保障費の膨大さ、地域経済の活性化など、当町も難題を抱えております。地方分権一括法も平成12年に改正され、地域主権の力が試されています。今こそ施策形成能力、専門的能力が必要であります。また行政と議会との取り組み方も考えなければなりません。町長はどのようにお考えかわかりませんが、町の財源は住民のものであり、住民主権の法定受託事務がもっと生かされなければなりません。行政改革大綱を再度見詰め直し、さらにより町にするためには、何を改善しなければならぬか精査する必要があるとの観点から、通告しております4点をお尋ねいたします。

1つ目に、当町は類似団体と比較して、住民一人当たりに対する職員人件費の水準が高いが、

削減できるのでしょうか。2番目に、当町は旧町のまま施設を抱え、固定経費が多くかさむが、整理集約、削減できるのでしょうか。地方分権にこたえる施策形成能力や専門的能力を発揮できる組織、機構は確立できているのでしょうか。国の法定受託事務だけでは、地域にあった施策ができない。住民主権をどう考えておられるのか、この4点をお尋ねいたします。

次に、三河内幼稚園について、若干お尋ねいたします。既にご存じのとおり、長年お世話になっていためぐみ保育園が、少子化の影響もあって今年の3月をもって閉園となりました。その後在園児だけは園のご厚意で託児所としてお世話になっていますが、来年度からは完全閉園となりますし、今後の問題として、幼稚園の改善ができれば保育園の持つ趣旨が解消されるということで、区長さんをはじめ、育友会、地域などから改善の要望が出されていましたが、新年度の園児募集の時期も近づいてまいります。検討結果が出ておりましたらお聞かせください。よろしくお願いをいたします。

以上をもって、1回目の質問とさせていただきます。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 多田議員ご質問の1番目、行革答申終盤、さらなる改革の必要性を問う、についてお答えいたします。

まず1番目の、当町は類似団体と比べ一人当たりの人件費が高いが、削減できるのか、とのご質問ですが、どのデータをもって当町の人件費が類似団体より高いとご指摘なのか不明でございますので、こちらのデータから申し上げたいというふうに思います。なお、いずれも平成22年度の決算では、類似団体との比較ができるところまで分析が進んでおりませんので、平成21年度の決算データからの分析であることを前提にお答えいたします。まず町のホームページに、平成21年度普通会計決算の歳出比較分析表を掲載しておりますが、人件費の経常収支比率は、類似団体が24.8%であるのに対し、与謝野町は22.4%と、わずかではございますが下回っており、類似団体に比べて当町の人件費は良好といえます。これは平成20年度、平成21年度と、一般職員給与の3%カットや、退職者補充の抑制などの効果により下回っているものと考えております。なお別の表で、市町村財政比較分析表もホームページに公表しておりますが、この中には、人口一人当たりの人件費、物件費等の決算額を載せており、その数値で比較いたしますと、類似団体が11万5,000円であるの対しまして、与謝野町は13万6,000円でございますので、人口一人当たりの額は、類似団体よりも確かに高くなっております。議員はこの数値のことをご指摘かと思いますが、これは人件費に加えまして、物件費や維持補修費を含む額となっておりますので、人件費のみ比較いたしますと、先ほど申し上げましたとおり、類似団体に比較して低い数値であることをご承知いただきたいというふうに思います。また各地方公共団体の一般行政職平均給与額の水準をあらわしますラスパイレス指数、これは国家公務員を100とした場合の比較数値でございますが、平成22年4月1日時点で、府内市町村平均が95.9ポイントに対しまして、与謝野町は92.5ポイントであり、府内平均よりも決して高い状況ではなく、どちらかといえば低い水準にあるというふうに思っておりますので、今後とも引き続き、このような状況を維持していきたいというふうに考えております。

次に2点目の、旧町のまま施設を抱え、固定費が多くかさむが、集約、削減できるのか、で

ございますが、まさに今取り組んでおります庁舎統合につきましても、ご質問にあります固定費を削減するための一つの取り組みでございます。またそのほかにも、与謝野町教育保育環境検討委員会から提言をいただいております小学校等の適正なあり方につきましても、現在担当課により検討を進めておりますし、その他の公共施設につきましても、今後は老朽化による建てかえや、大規模修繕の必要性に合わせて、同一機能を持った施設への集約等も検討する必要があるというふうに考えております。しかしながら、財政面から見た経費の削減だけを優先させるのではなく、面積に応じた移動の状況や利用実態等を勘案し、与謝野町規模の町で、どれだけの施設を保有できるのか、すべきなのかを考えるべきであるというふうに思っております。いずれにいたしましても、このような施設の統合、集約といったことについては、住民の皆さんにとっても少なからず痛みを伴うこととなりますので、行政負担と住民サービスのバランスをどうとっていくのか、慎重な判断が求められるというふうに思っております。

次に3点目の、地方分権にこたえる政策形成能力や、専門的能力を発揮できる組織、機構は確立できているのか、についてでございますが、職員研修ということで、市町村職員が共同で実施されます各種分野の研修会を活用し、勤続年数等に応じた階層別研修や、財政、人事評価、政策形成、危機管理、職場リーダー、訴訟実務など、実務に応じた多岐にわたる研修などに積極的に参加するよう、総務課から職員に対し呼びかけを行い、多くの職員が参加いたしております。こうした研修会に参加させ、職員のスキルアップを図るとともに、人事を行うに当たっては、毎年職員から自己申告書を提出させ、職務に対する思い、改善や提案、自己啓発の取り組みなどを把握することにより、各職員が持っている能力や知識、モチベーションを生かせるような人事配置を行い、行政として住民サービスが最大限発揮できるよう努力しているところでございます。私は、政策形成能力とは、いかに幅広い知識を持ち政策に生かせるかが問われる能力であり、一方専門的能力とは、他にない専門分野の見識を有するすぐれた能力であるというふうに認識しております。これら双方の人的能力が横断的に組み合わせられることにより、より大きな力となって発揮できるものと思いますので、今後は職員研修の一環として、職員同士で政策研究ができるようなグループの配置なども考えていってはどうかというふうに思っております。

次に4点目の、国の法定受託事業だけでは地域に合った施策ができないが、住民主権をどう考えているのか、についてお答えいたします。先ほど言われましたように、国の機関委任事務は、平成12年4月に施行されました地方分権一括法によって廃止されておまして、現在は、かわりに法定受託事務と自治事務が新たに設けられており、法定受託事務は、国が地方に委託して事務を行わせるものでございますが、量や項目数は大幅に少なくなっております。一方自治事務は、自治体が主体となって行う事務となっております。そこでご質問の、住民主権をもう少し平たく言いますと、いろいろな取り組みに対し、住民の皆さんの参画やご意見をお聞きしながら、住民が主体となった行政運営を行っていくことにあるかというふうに思っております。例えば現在検討を進めております中小企業振興基本条例、まだ案につきましても、産業振興会議の委員の方々にお世話になっておりますが、委員の方々には、商工会から推薦いただいた方や一般公募による公募者等、商工業に携わるプロの方々で、条例案作成にいろいろな角度からのご意見を反映させていこうと進められているもので、各分野のニーズに合った条例が策定できていけるものと期待をしているところでございます。このように、いろいろな計画などをつくりましても、それを

実行していくことが非常に大事なことであり、それには総合計画に掲げておりますように、住民、地域、事業者、行政の協働なくしてできるものではございません。住民主権とは、住民のための行政活動が展開できるよう、住民みずからも行政に幅広く参画していただくことだというふうに思っておりますので、このような与謝野町総合計画の基本理念と施策方針に沿って、今後とも住民の皆様とともにまちづくりを進めていくことこそ、住民主権と言えるのではないかというふうに考えております。

以上、多田議員への私からの1回目の答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 多田議員のお尋ねの、三河内幼稚園の懸案についてお答えさせていただきます。

この件につきましては、議員ご案内のように、平成23年2月7日付で、町長と私あてに三河内区長さんをはじめ、小学校、それから幼稚園、両PTA会長さん、それから地元の町会議員さんから要望書をいただいております。議員ご案内のとおり、三河内幼稚園につきましては、昭和23年開園以来63年の歴史を有しております、その間、三河内小学校校地にありました幼稚園園舎を現在地に移転、改築をいたしまして、今日に至っております。その移転改築の際には、幼稚園を存続するか、それとも保育所へ移行するかとの区民の皆さんにアンケートを実施されまして、結果といたしまして幼稚園を存続していくということになったようでございます。これは昨日の町長のほうの答弁でも触れられたことでございます。このように、三河内の幼稚園につきましては、地元の方々の愛着のある幼稚園であると、そのように認識しております。しかし、少子化によりまして、入園者の減少に歯どめがきかず、早急な環境整備を要望されています。要望事項の一つは、3歳児の受け入れをも含めました3年保育への拡大でございます。それから二つ目は、2時以降の延長保育の導入でございます。まず三河内幼稚園の現状は、4歳児10名、5歳児12名の合計22名が現在在園しております。ところが平成18年には、4歳児22名、5歳児が18名、合計40名の園児が就園しておりました。この5年間で、まさに半減近い、大幅な減少となっていることは事実でございます。この状況に加えまして、今年3月をもって、長年3歳児未満の幼児を受け入れていただいております私立のめぐみ保育園が閉園されました。このようなことで、お子さんを三河内以外の保育所や、近隣にございます私立の幼稚園へ預けるケースが出てきたわけでございます。園児の減少の要因は、幼稚園に限らず少子化の進行の影響と考えられるわけですが、特に幼稚園、これは就労を希望する母親の増加や、家庭での保育が困難な状況が生まれてきたことが主な要因ではないかと考えられております。しかし一方で、小学校就学前に幼稚園教育をさせたいという親の願いも大きなものがあることも事実でございます。教育委員会事務局といたしましても、二つの園と教育推進課とで、この問題を中心に調査研究を進めております。3歳児からの受け入れ、預かり保育、いわゆる2時以降の延長保育、学童保育に園児を加えていただく方法、新たに幼稚園と保育所を一体化した認定こども園などがございます。まず3歳児の受け入れの問題は、三河内幼稚園に空き教室があるだけの問題ではなく、岩滝幼稚園の保護者からも同様の要望がありますので、町全体として取り組まなければなりません。ちなみに、岩滝幼稚園のほうには要望はありますけれど、三河内幼稚園のように、空き教室、空きのスペースはございません。また府内でも、公立の幼稚園では、亀岡以北で3園しか3歳児の

受け入れをされていません。その理由の一つに、受け入れ態勢の問題がございます。職員体制は、職員を1名ふやしたら済む問題ではありません。幼稚園の国の設置基準は、1学級35人以下ですが、3歳児の場合、20人以下の学級とする場合が多く、園長によりますと、20名の幼児を見ることにも、以前の子供と違い指導がより困難となっています。これは保育所でも言われているところがございます。例えばおしめが取れない幼児の場合、その幼児のトイレ指導をするとき、職員一人で6名以上を見ることは、安心・安全上困難とのことでございます。10名入園されると2名の職員が従って必要ということにもなります。ちなみに保育所のほうで、幼児6人に保育士1名が基準になってるというように聞いております。したがって、特別の支援体制が必要だということもあります。また職員体制上で入園する定員を設けますと、定員を超えた場合、抽せん方式を取ることになるかと思いますが、その抽せん方式を取ることが教育上適正かなど、また3歳児教育には施設も含め、安全教育の確保と職員の配置の問題など、まだクリアしなければなりません。また町内には私立の幼稚園があり、70年間以上にわたって3歳児以上の幼児教育を担っていただいていた歴史もございます。私学経営にも影響を及ぼしますので、これらのことにつきましては、慎重な配慮も必要だと、そのように思っております。

次に延長保育の導入については、他市町で実施されていますので調査いたしましたところ、課題が多くあるようでございます。まず延長保育料の問題、つまりこれは保育所の保育料との整合性の問題が出てきます。また幼稚園の場合、幼児を、園児を送り出した後、教員は学校と同様に残務整理時間が必要なため、すぐに延長保育の業務に入ることはできません。そのため、臨時的保育士を充てた場合、その引き継ぎの時間が取れないなど、多くの幼稚園ではこれらの問題を抱えているとのことでございます。またこども園につきましては、教育と幼稚園と保育所の一体化した施設、これは昨日の伊藤議員の中の質問にも出てこられましたけれど、現在のところ、特区申請以外ありません。そして国の方針は、昨日の伊藤議員のご質問の中にもありましたように、この10年間にわたっていろいろ変わり、国としての確かな方針がまだ示されていない、そういう状況もございます。したがって、昨日私も触れましたように、将来は保幼一元化の方向は検討課題になると、そのようには思っておりますけれど、現在のところすぐというわけにはいかないと、そのように考えております。したがって、現在のところ、来年度につきましては、三河内幼稚園の場合、午後2時以降の保育は必要な保護者の皆さんには、社会福祉協議会さんのほうにお世話になっている三河内地区の学童保育に何とか園児を加えていただくことで、少しでも解消が図れないかと、そのように考え、現在社会福祉協議会のほうと協議、調整をさせていただいているところでございます。岩滝幼稚園の場合は、近くに児童館が、2時以降受け皿となっておりますので、まず幼稚園としまして、同一条件とは全くなりませんが、少しでも同じ条件に近づくことが、まず取らなければならない方策だと、そのように考えております。その後、町内の3歳児の受け入れや延長保育についても検討を進めていくわけでございますけれど、これは教育委員会だけではなかなか処理できる問題でもありませんので、これは町長部局の関係部局とも、一定部分調整を図りながら協議をしていかなければならないことだと思いますし、大きくは本町の保育行政そのものにかかわりますので、今後の検討課題として挙げておきたいと思っております。

以上、十分な答弁にはなりませんかもしれませんが、答弁とさせていただきます。以上です。

議長（井田義之） 多田議員の質問の途中ですが、ここで休憩をいたします。11時まで休憩いたします。

（休憩 午前10時48分）

（再開 午前11時00分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を続行します。

多田議員の一般質問を行います。

多田議員。

- 12番（多田正成） 一つ目の質問に対しまして、町長のほうから、類似団体と人件費は安くなっているということであります。私はちょっと人件費としてしまったんですが、全体像として行政改革大綱の中にありまして、全体費として、そういった費用が類似団体より高いということですが、人件費はここ5年のうちに随分していただいて、削減も進めていただいて、類似団体よりは低くなったということはわかりますけれども、全体として物件費だとか、そういったあたりは依然として少し高いという水準となっております。そういった中で、財政も含めて洗い直さないと、平成33年の合併特例債が切れた後の財政というものが心配で、そういったあたりを総合的に聞かせていただきました。それでなんです、次の2問目の、施設を抱えたままで固定経費がたくさんこの町はいつてると思っています。事実、普通財産にしましても69件、それから行政財産にしても81件からの土地や建物を保有しております。財産だといえば財産なんですけれども、これを維持管理するのが大変な経費だろうというふうに思いまして、庁舎問題も今出ておりますけれども、私は庁舎問題だけではなしに総合的にこういうものを見直していかないと、3町が一緒に持ち寄ったものを一つの町として維持していかんなんわけですから、町民の方の不便もあるかもわかりませんが、そういったあたりを真剣に取り組まないと、財政的に、私は平成33年以降、10年ほどあるわけですが、そこあたりの全体像のシミュレーション、財政もですし、それからこういうふうに町をつくっていくんだという構想がないと、ただ庁舎問題だけが浮上してしまうと、そんなもん1,200万円の削減だったら、そんなものはそのまま置いといたらバタバタせんでもいいといったような話になると私は思っています。ですから、その辺が洗い直せるのかのどうかということが、2問目にお尋ねをいたします。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） おっしゃるとおりだというふうに思っております。行政改革大綱の中でも、1つ目には職員の削減、あるいは人件費の削減ということが掲げられておりますし、2番目には事務事業の見直しということで、いろいろと第三セクター等々でございましたいろんな管理をしておりますそうしたものにつきましては、順次指定管理者に出すなど、また地元のほうでお世話になるなど、いろいろと整理をしてまいりました。残りますのが、おっしゃるように公共施設の統廃合、あるいはそうした土地利用等々にかかってきているというふうに思っております。そうした中で、先ほども出ておりましたように、庁舎の問題、あるいは小学校、中学校、それから保育所、幼稚園等々の問題、学校の問題、そのほかにもございます、町が持っております普通財産としております土地や建物をどう利用していくかということも含めて検討していく必要がございます。そういう意味では、町としても、総務課のほうでそうした台帳も持ちながら、どれだけ有効に使っていただけるか、町のほうもそうしたことを常々から考えた上での行政を進めさせてい

ただいております。今回、昔、岩滝会館と言ったんですかね、その建物を壊しまして、残りを今度は訪問看護ステーションが借りていただいて、そこで訪問看護の活動を進めていかれるというふうな土地の活用をしていただけるというふうなことになっておりますし、いろいろな意味で、町の持つております3町分といいますと結構ございますので、それらを有効に、お貸しするなり、売るなり、というような形での整理もしていく必要があるというふうに考えております。

議長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 今ご答弁いただきましたように、私は本当に三つの町が持ち寄った町で、一つでしていかなん、その中に、最初に言いましたように、財政が縮減される、交付税が縮減される、それから地方地域の経済も悪いという中で、シミュレーションとして、今までの平成27年までのシミュレーションとしては若干わかるんですが、私は段階的に合併特例債が削減されて全くゼロになって、平成33年からの体制では、とてもこんだけの巨大な施設を管理、運営することはできない。それと、やはり財政に余裕を持っていただかないと、業務的な仕事ばかりに振り振りされてしまって、我々町民のための、このまちづくりというものができないというのが、私の一番大きな思いでして、やはりそこをどう改善させていくかとしないと、役場内の行政は交付税や税金を集めて、与えられた仕事をしていくのは、それは当然のことですけれども、新たなまちづくり、この町を将来どうしていくんだということをつくり上げるには、やっぱり財政に余力を持たなければならないというふうに思ってます、ですからこの改善、改革が必要だと思って、以前からずっとそのことを申し上げとるのであります。それで、できるだけ、今町長言われるように、そうして10年間、特例債のある間にうまく活用して、整理をしていただいて、特例債がなくなった後、これで健全にいきますよと、もう町税と交付税だけで十分いきますよと、後は余力があるからどんな発想でもしてください、やりますよといえるような町にさせていただかないと、私たち町民は、一つの夢がないというのか、そんなことは、国からおりてくる仕事だけだったらだれでもするわというようなイメージになってしまうんです。大変な仕事ですけれども、その辺を十分考えていただいて、統廃合を進めていただきたいというふうに思っております。

三つ目に、地方分権にこたえる施策形成能力や専門的能力が発揮できる組織、機構の確立はできているのかという問いに対しまして、いろんな研修会や実務を受けておって、その中に職員の研修をしてるということでもありますけれども、ちょっと私の政策形成能力という意味が、町長とちょっと観点が違うのかなという感じがいたします。行政業務をしていただくのには、それは高い能力で皆さんやとってくれるわけですから、私らにはわからないとはようけあるわけですが、そうではなしに、我々町民がこの町に生きていくのに、どう改革して、どうつくっていくんだこの町をということ、行政の財政でインフラ整備だとか、いろんな行政でしなくてはならないことに財政をつぎ込んでいくという、そのためのアイデア、形成能力ですね、政策形成能力、そういった組織をつくっていただかないと、それにはやっぱり専門能力も必要でしょうし、私の施策能力というのはそう意味のことであって、行政内で業務していただくのは、高いレベルでこうしてしていただいとる。そんなことは十分わかっておりますけれども、この町をどうしていくんだという形成能力ですね。ですから庁舎の問題もですし、すべてのことに、そういったことを十分考えて、だったらこうしていこう、なら財政はこう始末していこうというような、そういった組織能力が、僕はもう絶対に必要だと思っておりますけれども、まちづくり、まちづくり

と、課長さん方が気張ってやっとしておくれるですけど、それはもう、本当の我々が今住んでいくための重要なことを一生懸命こうしていただいている、そのことはありがたいと思ってますけども、そこら辺を町長、どういうふうにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず1点目の、段階的に交付税が減らされていくということで、最終的に平成32年が終わりますと、平成33年からは、交付税が48億円から12億円減ってくるということは、経常的な経費を賄っております今は、それを国からの仕送りといいますか、そうしたところで足らず米を補ってもらっているといいますか、今までと変わらず3町の分が交付税としてきておりますけれども、それが12億円なくなるということは、本当に経常的なところで押さえしていくということは、もう大変なことだというふうに、我々も非常にそれに対する危機感を持っております。ですから、それまでにやはりそれに耐え得るような役場組織、あるいはそうした予算の執行をしていく中で、できるだけ無駄を省いていくと、少しでもそうしたものに耐えられるような財政をつくっていくと、また組織をつくっていくということが、今課せられた大事な時期だというふうに思っておりますので、そうしたことも常々頭に置きながら、じゃあそれをどうしていくかというようなことを町全体で考えていくということでございます。今、先ほど多田議員がおっしゃったのと、我々が考えておりますそうした政策を形成していく能力というのは同じものだというふうに思っております。まちづくり本部会等でいろいろ論議しますのは、目の前にあるそうした問題だけではなくに、やはりこれから先のまちづくりにとって大事なことであったり、その時々々のテーマをもって今は進めておりますけれども、そうした意味では、横断的にそれぞれがいろんな意見を述べる場として、本当に喧々諤々やる時もございますし、いろんな今後のまちづくりに対する基本的な政策をつくっていく上での論議をさせていただいております。それは課長以上のものもございますけれども、先ほども申し上げましたように、いろんな職員同士あたりでもそういうことが論じられるような、そういうグループをつくっていくというようなことも、今までにもやってきたこともございますし、それぞれの立場でいろんな論議をしていくということも大事なことだというふうに思っております。形としては、今はそういう形でございますけれども、もっと自由な発想でこのことについて考えてみようよと、それに興味のある者はこの指とまれみたいな格好で、職員が自主的にやってるもんもございます。そうしたことが、やはりこの町をつくっていく上で大きな力になってくれる、そういう自由な発想でもって一つの問題を探求していく、そういうことも大事な力になると思いますので、そうした者の力が発揮できるような環境づくりをやらせていただくのが私どもの務めではないかというふうに考えております。何か、ちょっとわかったような、わからないようなお答えになったかと思っておりますけれども、おっしゃってる趣旨はよく理解をさせていただきました。以上でございます。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 理解をしていただいて、そういう施策に取り組んでいただければありがたいなというふうに思うんですけども。きょう現在では、要するに人件費、公債費、物件費、維持費、繰出金と、こういったあたりが先に進めない、停滞してしまう資金が非常に70億円からになっております。我々の考えるまちづくりとは、投資的経費、投資をしていただいてこの町を活性化させていくというのが、その投資的経費が23億円ほどのウエートなんです。年々これが減って

いるわけですね。私らの望むのは、住民が望むのは、町をどう活性化させていくかということではないと、町長も福祉を重点的に気張ってやっていたいております。そのことは雇用も生まれてますし、事業者もふえてます。これは大変なことなんですけれども、これはありがたいことなんですけれども、我々にとっては大事なことです。でもその地域経済が発展してはじめて、その福祉というものは守れると私は思っています。そのことをしないと、公共的な、交付金的なものを参入したり、交付金的なものを参入しては、その事業を進めても、進めることは大事なんですけれども、その町が活性化するかというたら真の活性化にはなっていないと思います。やっぱり地域経済をして福祉を守っていくという精神が我々に起きないと、これは施策的に絶対に違うと思っております。ですからそこを十分考えていただくのに、その投資的経費を、やっぱり施策形成能力の組織をつくっていただいて、その辺をまちづくりをどうしていくんだという、どうして投資的経費をふやして経済を活性化させていくんだということに力を注いでいただきたいなと思っておりますけれども、町長はその辺をどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと理解がしかねるところがあるんですけども、やはりそれぞれの町がその町として成り立っていくためには、やはりその自治体におけるその福祉的な施策というものがやはりないと、頑張ろうと思っても働きに行けなかったり、仕事ができなかったり、親の面倒見たり、子供の世話だけでということになりますし、どちらが先とか後とはいうことは言えませんが、やはり行政の務めとしては、やはり福祉の向上ということは、まず自治体における、そうした最低限のそうしたものを、住民の生活を守っていくということがまず大事なことからいうふうに思いますし、いろんな産業も必要ですけども、やはり安心・安全のために、もうかることでなくても町として最低限しなきゃならないインフラ整備も、生活環境を守るためのそうしたものも必要ですし、それらをやりつつ、できるだけ町民の皆さんの活性化が図れるような手だてを、やはり町民の皆さんと一緒に考えていくというそうしたことが、行政だけ、住民だけという、そうしたことが非常に難しい中で、今回総合計画等に掲げておりますように、それぞれが自分の持ち分をしっかりとしながらお互いに協力し、協働して町をつくっていきましょうということでございますので、これだけというものにはならないと、総合的な力が必要かと思っております。そうした意味では、やはり今までのように行政におんぶにだっこということとは、もう皆さんご存じのように、それが非常に難しい状況になってきておりますので、それぞれの皆さんが、やはり仕事を持って頑張っていこうとするためには、そうしたことができ得るような手助けを、やはり行政は考えていく必要があるでしょうし、頑張ってもらえるのは、その住民の方みずからがやはりされるという、そういう強い意志が必要だと思いますし、そうしたことを、やはり考えながら、町の行政というものを進めていく必要があると思っております。そのためには、いろんな情報や、あるいは皆さんからいただくご意見やらを、やはり真摯に受けとめて、それをどう施策に反映していくかということ、やはり役場の中でも、いろんなあらゆる立場から論議をし、政策に反映していくと、そういうことが必要かというふうに考えております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 福祉が決していけないとか言っているわけではありません。やっぱり働こうと思えば、やはりそういうところの施設も必要ですし、そうして働く環境が十分に整備されて働ける

わけですから。ですけれども、今国のほうでは、社会保障費が膨大して財政難になってるということは、経済がよくないからそこは当然そこが賄えないという原理が一目瞭然でわかるわけですから、そこだけが問題ではなしに、やはり地域の住民の活性化、そうしてやっていくと。そのためには、次にこの4番目の質問なんですけれども、地域経済の施策が、住民のための主権はどうかということ、先ほど町長が言われましたように、産業振興会議でも、今産業振興条例あたりを検討していただいております。各団体の、商業にしても農業にしても工業にしてもですけれども、そういったものが活性化させるためにはどうだというのが、やはりこの基本条例ではないかなというふうに思っています。それを検討されていると、今進んでいるということでありまして、そのことの確立が、十分できて、活用できて、まず地域経済をよくする施策をもう少し考えていただきたい。今も考えていただいているんでしょうけれども、そこら辺をもう少し考えていただいて、条例の中で本当にそのことができやすい状況をつくり上げていただく、そしてそれに取り組んでいくという形をしないとなかなかできませんので、その辺をもう一度お聞かせください。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この中小企業条例と申しますか、産業振興条例、どういう名前が最終的につけられるかわかりませんが、やはりこうしたことを住民の方みずから、またそうした関係者、そうして行政も入った中で論議をし、そして一つの方向性を見出していくということは、やはりいろいろなこの町の宝や、あるいはそうした人材を掘り起こしていくための重要なプロセスだというふうに思っていますし、それらを一つの条例として、お互いが果たすべき役割をきちっとその中で明らかにされてくると思いますし、そうした中で行政の果たすべき役割を住民の方たちと一緒に実際に振興していく、そういう方向をしていくべきだと思いますので、それがための条例ですので、それが生かされるような、お互いに共通の条例として、いただいた、つくられた、そうした条例については、積極的な行政もかかわりをしていく必要があるというふうに考えております。具体的にどういったことということについては、まだわかりませんが、それらを見させていただく中で、行政の果たすべき役割を務めていきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ぜひとも、一体となって活性化させていきたいというふうに思っております。

ちょっと後先になって申しわけないんですが、先ほどの施策形成能力と専門分野の強化と申しますか、組織づくりが何が必要かなと申しますと、よその町では、もう既に取り組んでおられまして、この間新聞に載っておりましたけれども、京丹後市と高浜市というところがありまして、行政がその行政業務を民間に託せる事業は託すということをして、経費削減に取り組んでおられます。そのことがこの間新聞に載っておられまして、まさしく私がそのことを考えとるときに新聞に載ったわけなんですけれども、京丹後市では、行財政改革の一環で、業務を外部委託をする自治体の動きが進む中、京丹後市が100%出資する業務委託会社、市総合サービスが設立されて5年が経過ということでもあります。そういったことで、この記事を読みますと、給食センターとか、できることはそこでやっていくという形をとっておられます。給食センターが当町にとっていいのか悪いのか、それは問題ではありませんけれども、そういったことを真剣にこの庁舎内で組織していただいて、そういったことを分析して、外部にそうして与えることによって、民間

も活性化してきますし、行政ももっと楽になりますし、そこら辺を、そうして経費を削減するといったあたりの、それが僕は政策能力だと思っております。そのために専門分野の能力も必要だということだと思っておりますが、町長はその辺はどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今度谷口議員さんのご質問の中にもそうしたことが入ってくるかというふうに思っておりますが、京丹後市さんはそういった形で進められております。今後いろいろな形というものが、今までの形とは違うことが、やはり研究していく必要があるとはいうふうに思いますが、今の段階で、与謝野町としてはある程度の人材の確保というものができておりますので、考え方として今後どうしていくかということについては、取り組む、取り組まないは別として、それらについても研究していく必要があろうかというふうには考えております。できるだけ自分の町でできることは、できるだけ自分の町で取り組んでいくということも大事かというふうに思いますし、メリット、デメリット、それぞれあろうかと思っておりますので、それらも含めて研究させていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） それでは最後にしておきますけれども、そういう民間委託をするために、しなさいというんではなしに、するために、今までの行政業務を精査が必要ですね。このことは民間に出せるか出せないかという、そういったあたりを調査研究をされる意思があるのか。研究検討してみたいということではなしに、その辺ができるのかどうかというあたりは最後にお聞きしておきたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それらを含めて、やはり研究をしていく、そうした時期に来ているというふうには認識はしております。どうするかということについては、やはりそうしたものの研究した上での結果ということになるかと思っておりますが、まずはそうしたところを研究していきたいということでございます。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） これで質問を終わらせていただきます。

議 長（井田義之） これで多田正成議員の一般質問を終わります。

次に、10番、山添藤真議員の一般質問を許します。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） それでは事前通告に従いまして、3件について一般質問を行いたいと思っております。

まず1件目でございますが、自治区活動のさらなる推進に向けてであります。町長は4年間に取組みたい重点課題10項目の中の一つに、自治区活動の推進を挙げられていることから、自治区活動を推進しようとしていこうとする強い姿勢をお持ちであると理解しております。そして私もまた、自治区活動がより活発になり、多様になることで、町のよりよい循環がもたらされ、持続可能なまちづくりを推進していく一種の潤滑油になるのではないかと思う一人であり、子供からお年寄り世代までのすべての地区住民が、自分たちが住む地区は自分たちでつくろう、自分たちでよりおもしろくしよう、課題を解決していこうという自発的な意思や意欲に基づいた自治区活動を展開していただけるのであれば、この与謝野町はより魅力にあふれる町となると信じる

一人であります。現在当町では、総務課所管の自治組織支援事業、企画財政課所管の住民自治活動支援事業、教育推進課所管の公民館管理運営事業などが中心となり、自治区活動や公民館事業に対して予算が伴うサポート体制をしいている状況だと認識しておりますが、私は自治区活動をより推進していくべきだという立場に立ち、この質疑を行います。

それでは本件に関して、次の3点に対する見解を求めたいと思います。

まず1点目ですが、自治区活動の状況、そして予定をされている今後の取り組み、または指針などについて。二つ目に、自治区活動へのさらなる交付金の配分について。三つ目に、自治区活動に対する行政側のサポート体制についてお伺いをさせていただきます。

次に、2件目のまちづくり基本条例の制定であります。本件につきましては、3月の定例会の議案第29号 平成23年度与謝野町一般会計予算に係る質疑で取り上げさせていただいております。本日の議論をさらに深いものにしていくためにも、条例の概要をご紹介させていただき、半年前の議論を振り返ってみたいと思います。まずはまちづくり基本条例の紹介であります。これはある文献の抜粋によるものでございますので、朗読をさせていただきたいと思います。

まちづくり基本条例とは、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例であり、自治体の憲法とも言われるものである。条例の名称は、自治基本条例やまちづくり基本条例などと、さまざまである。地域の課題への対応やまちづくりを、だれが、どんな役割を担い、どのような方法で決めていくかを文章化したものであり、自治体の仕組みの基本的ルールを定めた条例、多くの自治体では、情報の共有や市民参加、協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、行政、首長などの、それぞれの役割と責任、情報公開、計画、審議会等への市民参加や住民投票などの自治を推進する条例であります。

そして半年前を振り返ってみますと、質問者は私で、答弁者は吉田前企画財政課長でありました。質疑応答は、住民と行政が互いの役割分担を明確にし、協働で取り組むまちづくりを推進するためにまちづくり基本条例の制定について検討するという、当初予算計画を元に行いました。るる議論を展開いたしました。要約をすると、条例制定の必要性や検討内容についても、町民との議論を経る中で決定していきたいということだったと記憶しております。

さて、そんな議論から半年がたとうとしている今、議論はどのように展開されてるのでしょうか。次の2点についてお伺いいたします。

まちづくり基本条例に関する議論の進捗状況について。二つ目に、その検討内容についてであります。

最後に3件目の庁舎問題のあり方についてであります。5月28日以降、本件は多くの町民にとって最大の関心事であることは周知の事実であります。町長提案を受けて、議会では庁舎のあり方について議論を行うべく、庁舎問題特別委員会が立ち上がりましたし、町民間でも、町政懇談会を中心に議論がなされておりました。さらに町内の有志によって、庁舎問題を考えようという目的で幾つかの団体が立ち上げられた結果、本定例会の初日に二つの請願が提出されるに至っております。また私自身も、本件に関して6月の定例会の一般質問や特別委員会の場において、質疑を繰り返してきました。こうしてここ数カ月を振り返ってみますと、議会、町民の間でも議論が積み重ねられましたし、その議論は密度も濃く、熱いものであったのかなと思っております。そしてこの現状を町長がよく例え話に出されるキャッチボールで例えるならば、町長が投げたボ

ールを住民が町長に投げ返した状態であるというふうに理解することができますし、先ほどの糸井議員の質疑の中にもありましたように、検討をされている段階だと思っております。そのような段階において、本一般質問ではそもそも論をしていきたいと思っております。

では2点の質問事項についてであります。1点目が持続可能なまちづくりをしていくために、役場はどのような場所であるべきか、そしてどのような機能や役割を果たすべきなのかといった質問であります。そして2点目に、現環境下で、町民に庁舎をよりよく活用してもらうために直せる改善点や、考えられていらっしゃる改善策についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

それでは3件にわたり、幾つかの質問をさせていただいておりますが、よろしくご答弁のほどをお願いしたいと思います。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 山添議員ご質問の1番目、自治区活動のさらなる推進に向けて、についてお答えいたします。議員もご承知のとおり、現在与謝野町内の自治区は24区ございまして、各地区は数多く課題等を抱えておられるものの、それぞれの区の特色を生かし、地域一体となって地域コミュニティ活動を活発に推進されているところでございます。さて自治区活動の状況、今後の取り組みについて、自治区活動への自由かつ有効に使うことのできる交付金の配分について、また自治区活動に対する行政側のサポート体制について、3点のご質問に一括してお答えいたします。

まず現在行っております区への支援等の状況でございますが、それぞれの区長に対しまして、区長報酬としてお一人当たり年間24万円を支給させていただいておりますほか、昨年度創設しました与謝野町区長研修助成事業として、各地区区長会が取り組まれます研修の旅費、宿泊料等の経費半額を助成させていただいております。次に自治区活動への自由に使うことのできる交付金の配分につきましては、自治振興委託料として各地区に対し、世帯割50%、人口割45%、面積割5%の比率で算出した額を、各区の運営費として支出させていただいております。さらに自治会活動保険として、各区で加入されています活動保険の掛金の半額を補助いたしておりますほか、コミュニティづくり事業等に要する経費に対し、補助金の交付を行っております。行っております自治振興補助金制度も、毎年ご活用いただいております。新たな交付金の配分につきましては、現在のところ考えておりません。議員ご質問の中の、自分たちの地域は自分たちでつくるためには、地域コミュニティ活動、特に自治会の活発な運営が大切だというふうに考えております。そのためには、各自治会同士のネットワーク化や、あるいは地域コミュニティを担うための人づくりが必要だというふうに考えているところでございます。

さて最近では、シチズンシップという用語をよく耳にいたします。これは地域住民として、地域や社会のあり方を考えることや、地域や社会に自主的、主体的にかかわる意識を持つというニュアンスの概念でございます。特にイギリスでは、先進的にこの考え方によるまちづくりに取り組まれているようでございまして、地域住民がみずから置かれている状況に一番近い社会である地域コミュニティに参加することの、そうした重要性を知り、地域住民として社会を向上させるという感覚を備えることにより、地域活動が活性化するとの考えでございます。特にこの考え方を醸成することにより、コミュニティや社会にある問題を共有化することや、自分の住む

地域を理解し愛着を持ってローカルアイデンティティーなどを身につけ、その結果地域再生の実現につながっているものと考えているところでございます。しかしながら各区におかれましては、毎年度区役員の選出など、区政への参画そのものが大変なところもございまして、各年度の自治会の活動をこなすだけで精いっぱいということも認識しております。私は、先ほど申し上げましたように、まだまだ時間が必要と思いますが、このシチズンシップを醸成させるためには、各区との連携をさらに強め、この町がこうなったらいいなという、そうした地域住民の皆さんの意識が高まり、自発的、自主的な活動につながっていくよう、今後も積極的に支援をしてみたいというふうに考えているところでございます。

次にご質問の2番目、まちづくり基本条例の制定についてお答えいたします。

まずはじめに、まちづくり基本条例の制定について検討しているという答弁をいただいているとの山添議員さんからのご質問ですが、少し誤解があるようでございます。本年の3月、第36回定例会の平成23年度一般会計予算質疑の中におきまして、今年退職いたしました前吉田参事兼企画財政課長が答弁しましたまちづくり基本条例制定に関する答弁内容では、まちづくり基本条例の制定について検討しているという、そうした答弁ではなく、基本条例を検討するところまではまだいっていませんという趣旨の答弁でございますので、共通認識としてご確認をお願いしたいというふうに思います。したがって、この質問のその後の進捗状況やまちづくり基本条例の検討内容につきましては、新たな動きがあるといったことはございませんので、あしからずご了承をお願いしたいというふうに存じます。そのことを踏まえまして、まちづくり基本条例といえますか、そうした自治体にとっては、自治基本条例とか、行政基本条例とか、名称がいろいろとあるようでございますが、ここではまちづくり基本条例という言葉でお答えをさせていただきます。まちづくり基本条例につきましては、与謝野町の総合計画に掲げております協働で進めるまちづくり、住民、地域、事業者、行政のパートナーシップのまちづくりの基本目標体系に、協働の仕組みの確立として、住民と行政がお互いの役割分担を明確にし、協働で取り組むまちづくりを推進するため、まちづくり基本条例の制定などの仕組みを検討しますと記載されていることは既にご承知のことと思います。全国のまちづくり基本条例を策定しています市町村等を調べてみますと、地方分権一括法の施行によりまして、地方分権の進展が進み、特に市町村においては、地方政府としての自立が求められるようになり、地域のことは地域で決めるという、そうした自己決定、自己責任のもとで、地域の实情に合った独自の政策をつくる必要性が増大してきました。その結果、自立した自治体運営の根拠となる、言い換えれば自治体のいろいろな条例や施策のよりどころとなるルール、つまり自治体の憲法となるものが必要と考えられるようになってきました。また、行政への住民参加やNPOと行政との協働、コミュニティー活動などの必要性がますます高まる中、参加や協働によるまちづくりの仕組みを定める必要性が発生したことと、これまで行政がやってきました公共を、町民、NPO、コミュニティー組織、民間企業などが行政と協働して一緒に担う、新しい公共の時代が到来してきたことにより、それぞれの主体の役割分担や責務などを規定する必要性が考えられるようになってきました。加えて市町村合併しているところでは、町民の一体性を高める役割としても考えられています。このように先進的な取り組みでございますが、いろいろな先進町や先進地の例を見ても、大体同じような内容になっており、悪くいえば流行のような感もありまして、国の地方自治法や当町の総合計画の理

念等で補完できればよいことであって、本当に各自治体が単独で条例制定をすることに意義があるのかという疑問符もあることから、もう少し時間をかけて検討する必要もあるのではないかと
いうふうに考えています。また先の3月定例会の前吉田参事の答弁にもありますように、まちづ
くりの基本的なことを制定するのがまちづくり基本条例でありますので、制定をしていく手順と
しては、その趣旨なり仕組みなりをきっちりと理解した上で、住民の皆さんとともに推進させて
いこうというそういう機運が盛り上がらないと、行政だけが一方的に進めたのでは効果が上がり
ませんし、自己満足の条例に終わってしまうような危険性もございます。したがって、まち
づくり基本条例の制定につきましては、このような状況を踏まえ、時間をかけて議論してまいり
たいというふうに考えております。

次にご質問の3番目、庁舎のあり方についてお答えいたします。

まず1点目、持続可能なまちづくり推進をしていくために、役場はどのような場所であるべき
か、またどのような機能や役割を果たすべきか、についてでございますが、町政懇談会の中でも
意見として出ておりましたが、やはり理想としては、庁舎は位置的に町の中央にあるべきである
というふうに思います。それが機能的にも、住民の公平感からも理想であると大方のお考えは一
致していると認識しております。しかしながら、今多額の経費を費やして町の中央に新庁舎を建
設することは、財政的にも無理であるというふうに考えており、現在ある庁舎を有効活用する方
法をとりたいというふうに考えております。また機能や役割は、これもどこかの会場で、「役場
は役に立つから役場である」とのご意見がございましたように、私も全くそのとおりでというふ
うに考えておまして、日々職員にはそのような気持ちで業務に当たるよう督励いたしております
。加えて役場は、町のいろいろな情報を集め発信し、町民の皆さんと共有できるところでなけ
ればならないとも思っております。職員が住民の皆さんのために働き、一緒になってまちづくり
を進めていく、そのための拠点が役場であるというふうに考えております。

次に2点目の、現環境下で庁舎をよりよくするために行える改善点や、策を考えているのか、
でございますが、庁舎をよりよくすることよりも、職員がいかに町民の皆さんに対して行政サー
ビスの向上を図れるような対応するかということではないかというふうに考えており、庁舎を訪
れられる町民の皆さんに対して、親切で丁寧な対応と、経験、知識、人間性、あるいは責任感な
ど、日々の研さんによつて的確で早い対応ができることにより喜んでいただけるよう、職員の資
質向上を図ることが最も大事なことはないかというふうに考えております。

以上で、山添議員のご質問に対します1回目の答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） それでは、まず第1件目の自治区活動のさらなる推進に向けて、であります
が、ご答弁をいただいたのは三つの質問に対して一括といったことになっておりましたので、もう少
し正確に、ちょっと把握をしたいと思っておりますので、町長が現在思われる自治区活動の状況につ
いて、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 現在24区ございます。それぞれの町、あるいは地域の、その区の成り立ちもそ
れぞれ違いますし、それぞれの地域の特性を持った自主的な機能を持った、そうした団体である
というふうに思っております。そうした中で、各区、規模も、人数も、そしてまたやっておられ

る中身についても、それぞれ今までやってこられた、そうした歴史の中で、それぞれの自治区が自分たちの地域の住民の皆さんのためにいろいろな手だてを打ちながら頑張っていていただいております。その中で、町としても区へお願いするような中身につきましても、いろいろな業務がふえてきております。そうした中で、やはり自治区が勝手にやってくださいということではなしに、やはりそれなりの支援をするためのそうした委託料等も含めた形で各区に支援を、財政的には支援をさせていただいております。それはそのこと以上に、一定の事業をされようとするときには、やはり町としてでき得る、例えば公民館を建てるとか、そうした事業に対しましても、個々の対応につきましても、町としても支援をさせていただく中で、自治活動が活発にできるような環境づくりには町はお世話をさせていただいているというのが今の現状だというふうに思っておりますし、そうした中で、なかなか住民の方の要望も多いですから、そうしたことをクリアしていくためには、区の役員さんたちも大変お世話になってるというふうに思っております。それからもう一つ大きな役割として、せんだってから起こっておりますようないろんな地域の防災、あるいは安全のための対応も、それぞれの区で真剣になって考えていただいて、それなりに地域住民の安全のためにご活躍いただいているそうしたことについても、本当に頭の下がる思いで感謝をしているところでございます。やはり一番身近な組織として、自分たちの家族、そして隣組、そして区という、そうした地域の中で、お互いに助け合いながら頑張っていることに対しては、本当に感謝を申し上げているという、そうした認識を持っております。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 私町長と同じように自治区活動の推進をしていくべきだという立場に立っておりますし、現在自治区におきましてご努力をさせていただいていることや、これまでの経緯なども含めまして、町長と見解を同一なものとしていただいております。一方で、総務常任委員会の中でも、総務課長であったり、企画財政課長、そして課長補佐の方々に、その現在の自治区活動はどのような状況になっておりますかとお尋ねをしたところ、やはりお忙しいということもありながら新しく何かをやっていこうであったりとか、何か挑戦していこうであったりとか、そういった機運にはなかなかかなりづらい状況があるというふうに聞いております。私はこの町の活性化の一つ、活性化が行われていく可能性の一つに、そういった区から発せられる政策、そしてアイデアによって活性化がなされるものだとも思っております。したがって、その区の役員の方々であったり、自治会の方々、お忙しいのはよくわかっておりますけれども、その何か新しい政策をできるような、そういったサポート体制について整備をしていくべきだと思っております。その方法といたしまして、自治会への交付金の配分であったり、もしくは自治区に対する行政側のサポート体制、つまりこれは人的なサポートであります。そのように考えております。したがって町長に質問させていただきたいのは、この自治区に対する交付金が、今後どのような推移を見せるのか、そして自治会に対する行政側からの人的なサポートはどのようにしていくのか、このあたりの見解についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 今後の支援という中での、特に交付金の分でございますけれども、やはり自治区はそれぞれが自治活動を進めていかれるために、それぞれの区でも対応が違おうと思っておりますけれども、区費を区民の方からいただいて、その中で運営をしていただいております。それらに

対しましては、やはり町としても一定の、先ほど申し上げましたように、区民全体にかけられますそうした保険なんかの半額をもつだとか、細かい形で財政的な支援をさせていただいておりますし、今回の議会でもご議論をいただいておりますように、岩屋区のように、鳥獣害のそうした被害に対して区だけではできないと。町のそうしたサポートできる方法を考えてほしいという中で、今後全体に使っていただけるようなそうした施策を打ち出す、今回そうしたものを取り上げていこうということでございますし、それぞれの区というのは、やはり独立した自治区でございますので、やはりその方たちの思い、そうしたものは常々要望書として区がまとめられたものを町も出していただき、そしてそれを精査する中で、町としてできるものはさせていただいてると、今そういうやり方でさせていただいております。本来、もともと24区の区を我々が回らせていただきましたのも、区といってもそれぞれの地域、いろんな課題が違いますので、やはりそれを直接聞かせていただいて、住民の方からのご意見を、やはり施策に反映させていきたいという思いで与謝野町になってからずっと進めてるわけですし、ある地域では、やはり工場のおいがか云々だとか、そこの地域にしかない課題もございます。それらを町と一緒に、町のでき得る、そうしたサポートをさせていただいて、町の施策に生かさせていただいていると、そういう形で進めているということでございます。ですから当分の間この交付金につきましては、いろいろとあるかと思いますが、今の一定の整理をしましたもので進めさせていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 山添議員の一般質問の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時01分）

（再開 午後1時30分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、山添藤真議員の一般質問を続行します。
山添議員。

10番（山添藤真） それでは午前中に引き続き、自治区活動についての一般質問を再開したいと思います。先ほどの議論にもありましたとおり、自治会というのは独立をした組織であることや、それぞれの歴史もあることで、なかなかこの政策を前に進めていくことは難しいのではないかなというふうに印象を受けました。したがって、別の観点から、この自治会活動についての質問をしたいと思います。この町長は、取り組みたい重点課題の10項目の中の一つに、この自治会活動の推進を挙げていらっしゃいますが、町長が理想とする自治会活動の姿というのは、どのようなものなのでしょう。具体的な例を出していただきながら、ご解説をいただけたらと思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 自治区を守っておられるといいますが、自治区の活動につきましては、そうしたそれぞれの区が組織をつくられて、そしてその中で区のいろんな運営をしていかれる。また、それに対して、区の財産のありますところは、財産区を持つる区につきましては、財産管理委員さんという形で区の財産を守っていくと。そうした形が一つの区をつくり上げてるといふふうに思いますし、その中には、常々のその区の1年間の事業等の運営をしていく、それだけではなく、その地域の課題を、区が直接という形もありますし、そうではなく、区の中に一定のイベ

ントであれば実行委員会のようなものをつくられたり、あるいは、一つのものを研究していく課題解決のためのそうした委員会をつくられたりということで、自主的な運営をされてる区もあるわけでございます。先ほど岩屋区を申し上げましたけれども、そうした区だけではできない施策については、町も協力してやっていく。また、その中でも行政が手の届かないことについては、岩屋区あたりは災害時のときに、それぞれの地域で担当を決めて、そしていざ避難というときには、その方たちを目配りをし、援助される、そうした組織を立ち上げてやっておられます。そうした形で、自主的なそうした活動をしていく。それに対して地域が、また行政が協力をしていくというような形が非常に理想ではないかなというふうに思っております。そうした活動を進めていくための拠点が、やはり公民館でありますので、整備された公民館もありますし、そうでない公民館もありますので、やはりそうでないところについては、やはりできるだけ何らかの形で整備していくようなお手伝いができるような形で、その地域の拠点となるところを整備していく必要があるのではないかなというふうに思っております。今回の24区、それぞれ回らせていただきましたけれども、やはり公民館そのものが非常に老朽化しているところもございますし、また、新しい場所もございますし、それぞれはその地域の方の、こちらから強制するわけでもなし、やはり地域の方の思いがやはり大事かと思っておりますので、そうした場合に整備をされるようなときは、やはり何らかの知恵を出すようなお手伝いを町もさせていただきたいというふうに思っております。特に旧町の中では、どうしても昭和の合併前の村が一緒になっております。例えば野田川の場合ですと、5カ村が一緒になってますから、そうした村時代の単位が区として残ってきている。ただそれだけではなしに、上山田、下山田というふうに二つに分かれた区もございますし、いろいろそうした歴史がありますので、それを一つにというようなことはとても考えられませんし、それぞれのその住民の方の判断でされるべきことだというふうに考えております。

お答えになったかどうかわかりませんが、やはり自主的なそういう中で、町がどういった形でお手伝いできるか、またその活動をされるにふさわしい施設整備などについては、町も積極的にお手伝いがしていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 議員の皆さんにお願いします。私語が多過ぎますので、私語を慎んでください。

もしどうしてもお話をしたいときには、例えば町長の言葉に対して、邪魔にならないような小さい声でやっていただきたいと思います。傍聴席からも聞こえないという苦情が参っておりますので、そのことをお願いをしておきます。

山添議員。

- 10番（山添藤真） それでは私が理想とする自治区のあり方でありますけれども、例えばある区では、空き家を再活用するような形で、例えばカフェみたいなものを自治区が運営をしたり、例えば自治区で婚活パーティーをやってみたり、そして新しく区に入会をされた方々に対して、助成金を区が支払っていくであるような形が一番理想の形なのではないのかなと、私自身は思っております。先ほど町長の話にもありましたように、行政におんぶにだっこという時代はもう来ないと。ある程度自分たちでその責任と義務を自覚しながら、あらゆる物事を引き受けていくような時代に入ってくるのではないかなというふうに思っております。その際に、一番適切な形といたしまして、自治区があるのではないかなと個人的には思っておりますので、町長が理想とされる自治区の活動のあり方に、一步でも近づけていくような施策を、今後とも推進されていくことを強く

願うわけであります。

そして2件目の、まちづくり基本条例の制定についての質問に移りたいと思うんですけども、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、この一般質問通告書においては、私自身、まちづくり基本条例の制定について検討しているという答弁をいただいたというふうな記載をしましたけれども、まちづくり基本条例の制定について検討していくとの間違いであります。そして先ほど登壇しましたときに、趣旨を述べさせていただいたときは、検討をしていくというような言い方をしたと思いますので、それほど見解の相違はないかなというふうに思いますので、まず最初にこのことをつけ加えさせていただきます。議論をちょっと整理をさせていただきたいんですけども、3月定例会においては、吉田前企画財政課長が、このまちづくり基本条例の制定について検討していくというご答弁をいただきました。けれども、先ほどの町長の答弁の中では、現在検討はしていないといったご答弁だったかと思うのですが、その理由について、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず区の話ですけども、山添議員さんのそうした思いというのはよくわかりますけれども、それこそそれぞれの自治区でそれらのことについて考えられて、こういう事業やっ
ていこうだとか、こうしたことやっていこうというのが、まず、その自治区の中でやはり話されて、それを具現化されるときには、やはり町としても協力していくことはやぶさかではござ
いませぬけれども、やはりそれぞれの自治区が、それぞれの思いでいろんなことをされてお
りますので、基本はまずそこが一番だというふうに思っております。

それから2点目の基本条例の件でございますけれども、今、前回3月に吉田参事兼企画財政課
長が述べました中で、現在基本条例を検討するところまではまだ至っておりませんけれど
もということで、基本的には、その中では、やはり基本は情報開示とか、そうしたものが、また
住民の話し合いを進め、協働のまちづくりを進めていくということが基本にあるだろうというふ
うに思っているということで、まだ総合計画には制定していくような方向性が示されてお
りますけれども、与謝野町の場合には、まだそこまでいっていると、まだ役場の中で基本的に話を進め
ているという段階ではないということで、一つの担当課の意見ということで吉田参事が述べた
というふうに理解しております。ですから共通の話題として、町の中でそれらについてどうして
いこうというような、まだテーブルにもまだ乗ってないという状況でございますので、そうした
点をご指摘されるのであれば、そうしたお答えしか今の段階ではできないということでござ
います。先ほども申し上げましたけれども、このごろの動きの中では、こうした基本条例をつくる、そし
てまた総合計画そのものに対する考え方も大きく変わってきていると思っております。こ
ういう手続、あるいは目指すべき基本的な線だけを決めておいて、後の計画は、それぞ
れの政治家がやはり示して、そしてそれを皆さんとの協働の中で積み上げていくとい
うふうな手法もあるように思っておりますけれども、今の段階では、与謝野町では非
常に難しいのではないかなというふうに思っております。といいますのは、平成20
年に、一応10年間の計画であります総合計画がつくられてお
りますので、まずはそれを基本に、その中で述べられてお
ります、理念だとか、指針だとか、目標だとかいうものを、10年間でクリアして
いくということが必要かと思
いますし、そうした計画が一定の成果を上げていく中で、やはり大勢の住民の皆さんからの
そうしたまちづく

り基本条例を策定する必要があるというふうな盛り上がりがあれば、当然それらについて検討していく必要があるかというふうに考えております。今の段階では、少し時期尚早ではないかと、この基本条例とは何ぞやというところからやりませんと、非常に難しいのではないかなというふうに感じております。以上でございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 3月の定例会の時点で、まちづくり基本条例の制定に向けて議論をしていこうと、思うというような趣旨の発言がありましたので、その経過についてご確認をさせていただきたいというような趣旨の質疑であります。現在与謝野町内でも、産業振興会議の中で、中小企業に関する条例であったり、議会活性化特別委員会の中でも、議会基本条例の制定になるかどうかわかりませんが、その検討がなされているような時期であります。そういった中において、やはり今後総合計画とそれらの条例の整合性を、やはり調整をしていく必要は、いずれにしても出てくるのではないかなというふうに町長のご答弁をいただきながら感じました。その点については、先ほども町長の発言の中にありましたように、今後少し検討をしていかなければいけないというようなことだと思いますので、深くは、この質疑の間に立ち入りはいたしません。

次に、庁舎のあり方について質疑をしたいと思います。

これは8月31日の特別委員会においても、同様の質疑をさせていただきました。その際も、町長は基本的には一町に一庁舎というようなスタンスで答弁をされたわけでありましてけれども、私がこの質疑の中で聞きたいのは、庁舎が果たすべき役割についてどのようにお考えになっているかといった点であります。もう一度先ほどの答弁であったかもしれないですけれども、答弁をいただけたらと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども少し申し上げたかというふうに思いますが、役場というものは、やはり町民の方々に対するいろいろなサービスを提供してその拠点となる場所だというふうに思っております。そうした中で、先ほども申し上げましたけれども、「役場は役に立つから役場である」というふうな言葉がございましたけれども、まさしくそのとおりでというふうに考えておまして、そうしたものに加えて、やはり多くの情報を共有し、そして発信していく、そうした重要な役目があるというふうに思っております。そうした意味では、一つの場所から発信していくと。またそうしたことについて、1カ所に情報を集めていくという意味では、やはり一つの町に一つの庁舎というのが、私自身は理想ではないかなというふうに思っております。この合併協議がございましたけれども、そのときには、1市4町のときには新しい庁舎を建てるということが前提で、庁舎の位置の選定なんか議論がなされましたけれども、3町の場合には、新しいものを建てるに、今あるものを利用して分庁方式をとっていこうという、そうした合意を得た上で、今の段階を迎えてきているわけですので、それらを考えますと、やはり今後についてはそうした1カ所での業務ができる方法を考える。またそのことによってできる不都合については、やはりできるだけなくすようなそういう方向を皆さんとともに考えていくということが必要ではないかなというふうな思いを持っております。ですから、先ほども改善点、あるいは策を考えてるかということでもございましたけれども、それも必要だと思いますけれども、それよりもまずは、どこに庁舎が行こうとも、どういう形になろうとも、職員そのものが、やはり町民の皆さんのお

役に立てるそうした職員であってほしいと、まずそこが大事かなというふうに考えております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 町政懇談会の中でも、何度か町長は役場の役割について話をされていらっしゃる箇所があります。その抜粋なんですけれども、例えば納税や各諸証明の発行のために来庁される町民が現在のところほとんどであるから、例えばこの加悦町舎に庁舎が統合されたとしても、旧岩滝地区や、旧野田川地区の町民の方々は、そこまで利便性は低下しないのではないかというような発言をされていらっしゃる。この発言を少し考えてみますと、町長は住民にとっての役場庁舎を、納税や各諸証明の発行のための場所というような認識をされていらっしゃると思います。その点について、私の個人的な見解ではありますので、町長のご答弁をいただけたらと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした事務的な手続だけではないというふうには思っております。当然皆さんからお預かりした税やお金を、それを使ってこの町に、どうすればよい町になるのかということをももちろん考え、それを施策に反映していくということですが、窓口業務というそのものだけをとらえますと、やはりそれは事務的な手続がスムーズにできることだというふうに思っております。あの中でも皆さんのご心配は、やはり今まであった庁舎にだれも人がいなくなるということに対する、そういう精神的な不安といいますか、が大きなことだろうと思いますけれども、それらについても、十分今後検討する中で考えられる方向というものはあるのではないかなというふうに私自身は考えておりますけれども、今回提案させていただいたのは、一番スリムな形にした案をご提案させていただきました。ですからそれについて、やはりいろいろと変えるべきところは変え、また住民の皆さんの意見を聞きながら、どういった方向がいいのか、それらは十分今後も考えていく必要がありますし、そうした中での論議というものは、今後も進めていくつもりでございますし、それらについてのご意見も十分聞かせていただきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 町長も何度か町政懇談会であったり、特別委員会の中で申されているように、やはり職員の方々が今一堂に会して執務をする必要があるというような発言をされていらっしゃいます。そういった必要性はもちろんあるのかもしれないですけれども、私は、やはり住民と職員との信頼関係を構築するような場でもあるべきなのかなというふうに思っております。私もこの1年半議員という職につきまして、何度か役場に足を運ぶ中で、やはり思うのは、住民の方と職員の方の懇談というのが、役場庁舎内ではほとんど行われていないように思います。その庁舎のあり方を、この数年間にわたりつくってこられたように感じる節もあるのですけれども、この合併後5年間の中で、役場がにぎわいの場となるような観点で役場づくりをされてこられたのかどうか、その点についてお伺いをさせていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） やはり、その役場がにぎわいの場になるかということについてよりも、やはり住民の方にどれだけ役場のほうが目を向け仕事をしていくかということのほうが大事だというふうに思っております。一つになりまして、十分住民の方たちのところへ職員が直接出向く、ある

いはいろんな、先ほどもありましたけど、区のいろんな会議なんかにも出させていただく、そうしたことは、かえってばらばらでいるよりも、一つの場所で、やはりそうした情報を共有しながらそれぞれの課が対応していくような形という、本来よその町は大体そういう形になってるでしょうし、そうしたことも必要ではないかなと。今見てますと、そうした住民の方と向き合う時間よりも、庁舎間を行き交う時間のほうや、そうした無駄のほうが多いのではないかなというふうに思いますので、今でも当然岩滝の庁舎で、何か質問があったり相談があったことは、電話、あるいはそれで足りない場合には、ほかの対応する課の者が飛んできて、そして相談を受けたりしておりますので、いろんなやり方、これだけツールがいろいろと持つことができました中で、それらを有効に使いながら対応していくということは、今後のそれらも課題であるかと思っておりますけれども、十分可能ではないかなというふうに思っております。いろんなことが起こったときにも、やはり職員は現場へ飛んでいって、そしてその現場での話を聞きながら解決策を見出すというふうなやり方もやっておりますので、そうした意味では、どこの庁舎になろうとも、それらについては、むしろ一つになったほうが対応がしやすいのではないかと、無駄がなくなるのではないかなというふうに考えています。

議 長（井田義之） 山添議員。

- 1 0 番（山添藤真） 午前中に、今町長と、今役場のあり方について、そもそも論をしたいと申し上げました。それは、やはり役場が町民の皆様にとって役に立つ場であり続けるために、どういったことが必要なのかといった議論を町長としたいといった思いで、そういった発言をさせていただいたわけですが、私から町長に提案を、今させていただくことができるとすれば、やはり町民と職員の信頼関係を、やはり醸成していくような役割を役場自体が果たしていくべきだと私には思いますので、その点について町長に提案をさせていただくことで、私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 基本的にはそうだというふうに考えております。やはり町民の皆さんのために役立つ、そうした職員であったり、役場であったりということがまず第一義だというふうに考えておりますので、同じ、おっしゃるとおりだというふうに考えております。

議 長（井田義之） これで山添藤真議員の一般質問を終わります。

次に、1 番、野村生八議員の一般質問を許します。

1 番、野村議員。

- 1 番（野村生八） それでは通告に基づきまして、情報課、情報センター、防災センターの設置について、京都地域包括ケアシステムについての2点について、町長に質問をいたします。

私は、旧野田川町の議会のと時から、情報問題について何度となく質問をしてきました。例えば、電算にオフィスコンピューターが当時は使われていました。オフコンと言われているわけですが、このオフコンを買いかえるときに、オフコンではなくてパソコンでいけるのではないかなという提案をいたしました。当時のパソコンは、例えばマックで1秒間に1億回の演算能力があつて、はじめてつくられたスーパーコンピューターと同じ機能を既に持っている、こういうことを述べて、当時のオフコンが2から3千万円ぐらいしていましたが、パソコンですと90万円ぐらいということで、切りかえるべきではないかなという提案をいたしました。しかし結果は、機能は

十分ですけども安定性がないということで、引き続き、そのときはオフコンが使われたと思います。またはじめてデータベースを導入するときには、機器やソフトをまず決めて、そして導入していくということではなくて、どういう仕事をしているのか、だからどういうデータベースを構築しなくてはならないのか、このことを明らかにして、そして導入後は、このデータベースに合わせた仕事をする事で効果的な仕事を、効率を向上させれる、こういうことも提案をいたしましたし、また同時に、庁舎内の情報共有イントラネット、こういうものを導入すべきではないかということも提案をいたしました。また情報センターを、確かわーくぱるの辺につくるといふような計画が出されました。その中ではプロの写真家が持っている写真、これをデジタルにして写真のデータバンクをつくるという話もあったというふうに思います。しかし当時のパソコンの能力では、事務処理は、先ほど言いましたように十分ですが、マルチメディアはまだまだで、過渡期であるということで、こういう点については今設置をするべきではない、これができる機材を導入するとなると、できるのはできますが、数億円かけなければならないというふうなことがありましたので、時期尚早ではないかなということで賛成はできませんでした。こういう経過、与謝野町になってからも情報課の設置等々を求めてきました。きょうは改めて、今情報化がどこまで進んでいるのか。したがって、今こそ情報センター、防災センター、こういう機能を持ったものをしっかりと構築して、そして情報課を設置する。このことが今言われているいろんな行政への今後の財政危機を乗り越えていく点でも、効率化を進める点でも、非常に大事ではないかなと思いますので、この点を質問いたします。まず情報化がどこまできたのかということですが、家庭用の普通のパソコンの機能は、CPU、いわゆる演算の中心になる素子は、FET電界効果トランジスタというものを使っているんですが、このレジスタ、計算する一つの単位が、10億個、これぐらいのものですけども、その中に10億個入っている。ここまで進化しています。家庭用のパソコンでも高性能のパソコンにはそれが12個含まれているようなパソコンが生まれています。今スーパーコンピューターは10ペクタ、いわゆる1京の計算を1秒間に行います。京というのはほとんど使う単位ではないですけども、万、億、兆の次ですからね。兆の1万倍の計算を、1兆の1万倍の計算を1秒間です。これが今のスーパーコンピューターですが、パソコンも100ギガまでは計算をする。1秒間に1,000億回の普通の10万円のパソコンがするところまで進化してきました。私が先ほど言いました、取り上げたときから1,000倍の機能が向上をしています。またデジタルカメラの性能で見ても、当初の、一番最初のデジタルカメラはイーストマン・コダック、例えばこれですと、1万ピクセル、1万画素のデータの単位が使えるような機能だった。そして、日本でこのデジタルカメラがはやり出したきっかけになったのが、カシオのQV10というやつだったと思うんですが、これだと35万画素、これが今最高のデジタルカメラでいえば、ペンタックスというのが出してる4,000万画素というのがあります。通常、私たちが使える10万円程度のデジタルカメラ、上等なやつのはうのデジタルカメラからいっても、1,000万画素は、もう当たり前、最低になってきている。こういう面で見ても1,000万、1,000倍の機能が向上しています。また扱えるデータの量も半端ではなくなってきました。いわゆるハードディスクは、3テラビットのデータが記録できます。これは1テラビットには、先ほどの1,000万画素のデジタルカメラで撮影した写真でいえば、20万枚記録ができます。3テラビットだと60万枚入ります。これが1万円のハードディスク

で記録ができる。ここまでできています。いよいよ来年に発売されるパソコンになると、こういう写真はもちろん、映像の高解像度の映像の処理が十分通常のパソコンで行える、こういうところまで情報化は進んできました。さらにデータの保管の仕方が大きく変わってきました。通常パソコンはハードディスクにデータ保管するんですが、今は空に浮かぶ雲にデータを保管すると言われる。いわゆるクラウド型コンピュータ、クラウドというのは雲ということらしいですが、自分のパソコンにデータ保管しない。インターネットを通じてデータセンターに保管をして、さらにはデータだけではなくてソフトもそのデータセンターから呼び込んで使う。だからパソコンにはデータもソフトも入れなくていい、こういうところまでできています。一番有名なのがグーグルというところが、これを最先端で進めています。マックもアメリカに今、大規模なデータセンターを立ち上げていますので、多分私も年末ぐらいになると、データはアメリカに保存をしながら使っていくということになっているのではないかなというふうに思っています。こうなりますと、今町の予算を見ている、決算を見ている、パソコンやそういう機器は安い、ソフトも割に安いですが、この保守管理費が膨大になる。1億円をはるかに超えると、こういう状態だと思えますが、この保守管理費が、こういうデータやソフトをインターネット経由で使うということになれば、ほとんど要らない。持ってるパソコンは保守管理、データもソフトもないので要らない。元がしている。それをサービスとして、使うことを借りるだけ、いうことになってくる。まさにさらに大きく情報にかかわる使い方が、今変わろうとしています。こうなると、こういう情報センターの立ち上げや保守管理というのは、大幅に経費は減りながら、利用できる機能は格段に上がる。こういうことになってきているというふうに思っています。こういう形で情報化が進んできていますし、一方で当町では、光ファイバー網を全世帯に張りめぐらされて、本人が望めば、いつでも、だれとも、ほかの人と同じように情報のやりとりができる。いわゆる情報格差を解消されました。今こそこの情報センターを設置することが必要だというふうに思います。その情報センターには、もちろん防災センターの機能を含めるべきではないでしょうか。前回の一般質問でも述べましたように、災害があらゆる面で深刻になっています。そして津波や原発災害まで加わってきました。今行政の最大の責務が、災害から住民の命と財産を守る、この防災体制と言っても過言ではない状況になってきているのではないのでしょうか。一方で庁舎問題で言われてきたのが、この防災体制を考えると、現状では指揮命令系統の一元化が課題だと言われています。これを解決する、現状でも解決するという、こういうことを考えれば、この情報の一元化、防災センター、情報センター、こういうことで可能ではないかなというふうにも思っています。そして、こういう形で情報化の時代から情報をどう使うか、総合化と創造化の時代に、今新しい時代に突き進んできているというふうに言われています。今や、情報化の時代というのは時代おくれだというふうに言われています。問題はこれをどう使うかということになっています。まさにそういう点では、行政の機能として情報化というものをやはり独立させて、これに正面から取り組むこの機構をつくるのが、行政の仕事の仕方をさらにアップさせることができるのではないかと、このようにも思います。そういう理由から、ぜひ情報課の設置と、防災センターを兼ね備えた情報センター設置は必要だと思えますが、これについての町長の考えをお聞きをいたします。

二つ目に、京都地域包括ケアシステムについてですが、この中で、とりわけ京都式と言われる

のはなぜなのか。どこにその理由があるのか。そしてこのケアシステムが、京都式のケアシステムが本格的に動くということになった場合に、当町は福祉の町として先進的な取り組みをされてきていますが、この与謝野町にとってどのような効果があるのか、この点についての内容をお聞きをしまして、1回目の質問を終わります。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員ご質問の1番目、情報課の設置、防災センターを兼ね備えた情報センター設置の考えはないか、についてお答えいたします。役場の組織体制として情報の一元化につきましては、議員のご質問のとおり、大変重要であるというふうに考えております。さらにつけ加えますと、情報の共有化につきましても、同様に重要だと考えております。つまり、情報を一元化し、共有化を図ってこそ、行政運営が効率よく機能するのではないかとこのように考えておりますし、効率的な組織体制及び機能を確立することは、効果的な行財政運営を図ることができるというふうに考えております。効果的な組織体制につきましては、現在提案をしております役場庁舎統合等にも大きく関係してくるわけですが、情報の一元化で申し上げますと、有線テレビの光ファイバー網を活用し、公共施設とつなぐイントラネット網の整備など、さらなる情報化の進展やデジタル防災行政無線整備事業によりますシステムの統一化、そして東日本大震災を踏まえた防災のあり方などを整理した上で、情報課の設置や防災センターを兼ね備えた情報センターの設置が必要であれば、それも一つの案として参考にしたいというふうに思いますが、現時点ではもう少し見きわめてから判断したいというふうに考えております。議員ご提案の情報課を考えた場合、現在の組織体制では、企画財政課がその役割の一端を果たしているというふうに考えております。平常時においては、広報事務取扱規程に基づき、各課から係長級以上の職員を1名選出し、広報事務担当者会を組織し、情報の収集と一元化、そしてその情報の共有化を図っております。また災害時においては、総務課が中心となって防災計画に基づいて全課が対応するわけですが、例えば気象の予報、警報発令や災害の発生状況、避難所の開設、避難勧告、避難指示など、災害対策本部からの情報は総務課が中心となって取りまとめた上で、企画財政課と共有して住民への情報発信、報道関係者等への公表を行うべく連携して行っております。この際の情報提供発信、あるいは共有化の手段としましては、職員向けには役場内のネットワークを活用したグループウェアシステムによって行っており、町民の皆さんに対しては、防災行政無線、FM告知など、いろいろな広報媒体を通じて行っております。そのほかにも、平常時におきましては、広報媒体として新聞やテレビ、ラジオのほか、毎月発行の広報よさのや、月2回発行の広報よさのお知らせ版の紙面によるものから、有線テレビの自主番組放送や文字放送、データ放送、そしてFM告知放送や町のホームページ等を通じて行っております。また企画財政課においては、電算業務、あるいは情報システム業務を担当しており、役場内のネットワークの管理運営やウイルス等の監視、あるいは基幹業務であります住民基本台帳、そして税のシステムや、個別システムである財務会計、人事給与、水道料金や下水道負担金、健康管理等のシステムをネットワーク管理面から統括しております。このように、情報の一元化によります体制は、現在のところ企画財政課が中心となって行っておりますが、その情報を提供する共有化を図る手段である運用面におきましては、防災行政無線であったり、有線テレビであったりと、そのハードやソ

フトを管理している担当課が中心となって各地域振興課とともに行っておりますし、各地区に特化した情報は、その地域振興課の判断によって行っております。合併後5年が経過する中で、新町におきます情報手段は、一定の前進をしたものと思っております。殊に光ファイバー網の確立や有線テレビが全町に拡大し、一段と情報の共有化が図れる、そうした基盤ができてきましたので、今後はこれを最大限生かした管理方法を考えていかなければなりません。複雑、多様化する業務の中で、それぞれの部署がそれぞれの専門的知識を生かした形で所管業務の情報管理を行い、これを横の連携でうまく工夫しながら効果を発揮していく現在のような方法と、議員ご指摘のような情報業務を一つのセンターに一元化し、集約することによって、効果的な情報管理を目指す方法と、それぞれメリット、デメリットがあるというふうに思いますので、そのあたりは、今後のさらなる情報化の進展や防災のあり方などをじっくり検討の上で判断してまいりたいというふうに考えております。

次の京都地域包括ケアシステムにつきましてのご質問についてお答えいたします。京都府は平成23年度、あすの京都を実現する3大重点施策の一つとして、京都市域包括ケアを打ち立てました。その内容としましては、超高齢社会を迎える中で、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、医療、介護、福祉のサービスを一体的に提供するというものであり、福祉安心型社会の再構築を目指すこととしております。具体的には五つの項目がありまして、一つ目には、医療、介護、福祉の一体化の促進、二つ目には、市町村向け地域包括ケア総合交付金の創設、三つ目には、京都地域包括ケア推進機構を設置し、オール京都体制で推進、四つ目には、地域包括ケアのための人材育成、そして五つ目には、リハビリ、包括ケアの基盤整備に重点投資を掲げています。与謝野町では、今年度、先ほど申し上げました地域包括ケア総合交付金により、二つの事業に取り組んでいるところでございます。一つには、お泊まりデイサービスで、デイサービス事業所に宿泊機能を設け、その効果、検証を行うものでございます。モデル的に町内の認知症専用デイサービス、介護ハウスうえもりに事業委託をし、そのデイサービスに通う認知症の方が、引き続きショートステイを利用できるようにするものでございます。もう一つは、地域包括支援センター認知症対応職員配置事業でございまして、年々増加する認知症の高齢者を、地域の中で支えていくための連携等に職員を充てるというものであり、臨時職員を雇用することとしております。また地域で暮らしを支えるための地域包括ケア基盤整備事業補助としまして、加工場跡地に進めております特別養護老人ホーム建設事業と併設のショートステイの建設事業につきましては、この補助金を充てることとされております。なお、この特別養護老人ホーム等への補助につきましては、町を通さず京都府から法人等への直接補助になります。このように地域包括ケアシステムについては、多くの項目が用意されておりますので、当町で事業を精査して、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる町を目指し、今年度策定予定としております高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。ご質問の地域包括ケアシステムは、高齢者福祉施策全般にわたり、大きな効果が期待できるものでございますので、京都府との連携を取りながら、今後とも福祉のまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上で野村議員への1回目の答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 2回目の質問をいたします。

まず情報化の問題ですが、まずお聞きしたいのは、野田川町のときには、情報というのはパソコンで取り扱う場合に、電算というふうに言われてましたよね。つまり、そういう町の行政の機能全般ではなくて、そのうちに電算ですから、計算的に取り扱える部分だけが情報として、データベースにしても多分そうだったんだと思うんですが、取り組まれていると。しかし全体の情報化ということには、多分だからなっていないかたではないかなというように思うんですが、この与謝野町になって、現在その情報化というのは、そういう意味で、どこまで拡大されているのか、今後されるのか、そのあたりについては、どうなってるのかお聞きします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 本当に正直申し上げまして、先ほど議員がいろいろと申されました説明も、半分以上わからないというのが現実でございます。今の段階で、じゃあどういうふうにする、どこまでということになりますと、先ほど言いましたように、現実やっております事業内容は、先ほど申し上げたような内容でございます。それぞれの課で取り組んでおります中身として承知をしている程度でございますし、恐らくここに出ております課長も、なかなかそこまで理解がとれますか、全体的な把握ができているところまでは至っていないというふうに思っております。個々の専門的な、そうした知識を持った者が、それぞれの場面で対応してるとというのが現実だと思いますし、そうしたことを、こうした一つの庁舎統合の問題や、そうしたものも含めて一本化していくという、そういう必要性を重々感じておりますので、今どういう状況で、それをどうしようとしているのかと言われますと、まだこれからの段階だというふうなお答えしかできないということで、答弁ができないことを申しわけないというふうに思いますが、お許しいただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そのときから比べれば、グループウェアにしても、メールでのやりとりにしても、当然そういうものは、先ほど言ったこととは違う側の情報で、全く進んでないということはないというふうには思っておりますよ。ただそれが全体の中でいけば、何割かといえ、まだまだ少ないのではないかなというふうにちょっと思えるんですけどね。住民との情報の共有というのは、私も非常に大事だと思うんですよ。これは光ファイバーができたわけですから、さらにレベルアップをしていけると思うんですが。この住民との情報共有で大事な情報というのは、昔の電算型で扱うような情報ではないと思うんですよ。そういう点では、この情報化をさらに進めるときの対象というのは、やはり今のシステムだけから物を考えていく、今までから物を考えていくということではなくて、やはり新たに独自の取り組みとして立ち上げていく、これは大事だと思うんですよ。今回の光のデジタル化を進めるときも、当初は全くわからん、わからんというやりとりをしながら進めてきて、最終的には何度も言われてるように、よそに比べてもすばらしい取り組みがされたということなんで。それも始めなければそこに行きつかないわけですから、これは始める必要があるというふうに私思ってるんです。とりわけ今回の庁舎問題でも、財政問題というのが町民の中に詳しく説明がされて、そして平成33年に向かってどうするんだというボールを投げ入れられたわけですね。それに対して、町民だけではなくて、やはり行政のトップとして、庁舎問題だけではなくて全体の財政考えるときに、まさにこういう問題こそ特例債があ

るうちに、何かのこういう成果を上げとくことが大きな効果になるというふうに、私には思えるんですね。先ほども言いましたが、保守管理だけでも物すごい金額でしょ。これ私クラウド型というのは、具体的にちょっと調査研究してないんで、これが安くなるということは書いてありますけど、何ぼのもんが何ぼに安くなるか、これ半端じゃないですからね、あの世界の人たちが言うのが。当町にとって安くなるのかどうかということまでは、ちょっとまだわかりませんが、仕組みから考えたら、多分安くなるのではないかと。これをするだけで財政効果はかなりあるん違うかというふうに思えるわけですね。これは思えるわけですから。しかしこれも一步を踏み込まないとそういうことわかっていかないしね。やはり今そういうところに足を踏み入れていくと。必要だということは、大分昔からお聞きしてますんでね。具体的にわからんところから一步足を出すということが、今必要ではないかということで、今回一般質問に取り上げましたが、再度お聞きをいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり、必要性というものは重々感じておりますし、まず一步を踏み出さなければなかなかできないということだと思いますし、具体的な中身につきましては、それぞれたけた職員もおりますので、そうした職員が集まって研究を始めるところから、やはりしていく必要があるかなというふうに思います。今までにもいろんな形で、トライエックスの取り組みなど、現場の職員が使いやすい、またこないだミスがありましたけれども、ああいうミスの起こらないような、そうしたものを積み上げてきた、そういう力を持った職員もいるわけでございますので、やはり与謝野町にとって情報を一元化する方法にどういうことがあるのか、これはもう垣根を越えた中でいろんな議論を進めていくような、そうした、前にもありました情報化のための研究会のようなものを立ち上げる中で構築していく必要があるかなというふうに思っておりますので、それらについては取り組んでまいりたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 言われるように、吉田課長のときに質問のためにお聞きに行ったら、私わからんので職員に直接聞いてくださいということで、職員にお聞きに行ったことがあります。本当に詳しい方がおられます。だから今回のワーキンググループ内に、研究しなさいと、1年後に成果出しなさいと町長が言うだけで、かなり進むんではないかなと私は思ってますんで、ぜひ第一歩を進めていただきたいということを指摘しておきます。

次に2番目の包括ケアの問題について質問をいたします。

先ほどの答弁聞いていまして、京都式と言われるのがどこなのかということが、ちょっとわかりにくい。

議 長（井田義之） 野村議員、ちょっと質問の途中だけど、ここで休憩入れましょうか。それで包括ケアについて、答弁とか一緒になるように。

それでは、野村議員の質問の途中ですけれども、ここで45分まで、2時45分まで休憩をします。

（休憩 午後 2時29分）

（再開 午後 2時45分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、野村議員の一般質問を続行します。

野村議員。

1 番（野村生八） それでは、包括ケアシステムについて、2回目の質問をします。

まず京都式と言われることが、どこをもって言われるのかというのが、もう一つ先ほどの答弁でわかりにくかったんですが。つまり言葉どおりにいえば、ほかの都道府県ではやってない、こういうものがあるから京都式という打ち出しをされたんだと思うんですね。それはどこなのかということを再度お聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的な中身につきましては、福祉課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） それでは、今ご質問いただきました京都式というものはどのようなものかというご質問でございます。まず国のほうにおきましては、このベースとしまして、この包括ケアシステムというのは、介護サービスの基盤強化を図るとというのが大前提でございます。そういったことで、京都式と国のほうの違いといいますと、まず国のほうから申し上げますと、少し言葉ばかりで喋りますので、わかりにくいところがあるかもわかりませんが、そのあたりわかりやすく説明をさせていただきたいと思っております。まず国においては、先ほど町長が京都式5点ほど申し上げましたけれども、同じように5点の事業推進を考えております。まず先ほども言いましたように、医療との連携強化というのが1点目、2点目は介護サービスの充実強化、3点目が予防の推進、4点目が見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など、それから5点目に、高齢期になっても住み続けることができる高齢者住まいの整備、これが国の方向でございます。そして先ほど町長が5点ほど申し上げました中で、こういった国の方向で、特に京都府が力を入れておる項目といいますのが、5項目の中の地域包括ケア推進機構を設置し、オール京都体制で推進をするということがございます。それと地域包括ケアのための人材確保、育成、それからリハビリ、包括ケアの基盤整備に重点投資というのがございます。ここの部分が京都府の主な特徴的なものかなというように思います。まず1点目の違いの、地域包括ケアの推進機構を設置し、オール京都体制で推進するというところでございまして、この京都地域包括ケア推進機構につきましては、今年の6月に発足をされております。物すごいいいタイミングで、きょうの朝、この記事を見ておりますと、きょう13日の7時56分に配送されましたある新聞を見ておりますと、この包括ケア推進機構によりまして、在宅医療安心病院登録システムというのを、全国ではじめてというシステムをつくり上げました。これは来年1月スタートということで、対象者につきましては、定期的に自宅で診療を受ける65歳以上の高齢者で、この家族などの緊急の情報関係につきましてはのデータ、また担当医師などのデータを申請書に書いてもらって、この京都地域包括ケア推進機構のほうに提出をしておけば、利用者の体調が悪化した場合については、在宅、療養、安心病院というのを、府内の164カ所の病院が加盟する病院などにすぐに入っていただけるというようなことが、立ち上げるということが、きょうの情報として挙がっております。このように特徴的なことがございますし、また、先ほど加工場跡地の特別養護老人ホームでありますとか、ショートステイの関係については、ショートステイについては、本来20床以上なければ補助金対象になっておりませんが、京都府が独自の制度改正をさせていただきまして、10床であっても補助金対象にするというようなきめ細やかな対応を、京都府と

していただいております。このようなきめ細やかなところが京都式ということで、少し長くなりましてけれども、全国的なものとは京都式の特徴的なものとの説明とさせていただきます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 国が進めてきているこの包括ケアのシステムというのは、以前から指摘しているように、いわゆる介護保険の負担を減らすという論議、こういう中で生まれてきているということで、いわゆる負担を減らすための仕組みづくりという側面が、どうしても前面に見えるということが言われています。この点は、府議会の議事録でも、知事もそういうふうなことを言われています。そういう取り組みになると、これも当然本来の効果というのは、今言われたような効果も発揮できないだろうというふうに思っています。それでこの現実には、この包括ケアシステムということで大事なのが、当町でも支援センターが庁舎内に設置されて具体的な仕事がされています。ただ、これがケアプランの作成でも手いっぱい、本来の医療や介護、福祉のワンストップのサービスをしていくためのそういう仕事にまで手が回らないということが大きな課題だというふうに言われています。そこでお聞きしますが、この当町では、この民間が行ってる支援センター、民間が行ってるのではないと思いますが、この支援センターの北部の状況について、もしわかりましたら、お聞きをしたいと思います。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今議員さんご案内いただきましたように、与謝野町では包括支援センターが町の福祉の課のほうにありまして、現在5名の職員でケアプランの策定に当たっております。このケアプランにつきましても、要支援1、2の方のケアプランということで、大体月に200件程度持っておりますので、5で割りますと、一人40件というような、大変多くのケアプランを持っております。言っていただきましたように、本当にケアプランの作成だけでいっばいで、高齢者の方の健康づくり事業でありますとか、権利擁護等々については、本当にその時間を割いて当たっているというような状況でございます。そういったことで、この京都式の、先ほどもう一つ言えばよかったんですけども、包括支援センターの職員設置についても、京都式については手厚く施策として盛り込まれておりますので、そのあたりはその補助金を利用しながら、与謝野町についても臨時職員を採用したりして、包括支援センターの充実を図っていきたいというように思っております。ご質問の、この包括支援センターの設置状況でございますけれども、この宮津市あたりについては市が持っておりますし、また舞鶴なり、京丹後市については、ランチということで、京丹後市が、確か五、六カ所、このランチといいましょうか、出先を持っているというように思いますが、与謝野町としては、割と件数範囲が狭いということでもありますので、町が直営で行わさせてもらいたいというように思います。もう一つ、なかなか民間の方にお手伝いいただけないのが、このケアプランの単価が本当に安くなっております。一件あたりが4,000円程度のケアプランということになっておりますので、まずそういったことで、事業所のほうに委託しても、全然もうその金額では人件費が出ないというようなことがございますので、これがなかなか民間の方が引き受けをしていただけない理由ということでございます。そういった、今全体に包括支援センターの状況を申し上げましたので、そのあたりご理解いただきたいと思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 府下で見ても、99カ所の地域支援包括支援センターがある中の15カ所が、当町みたいに役場が持っている。ほかは、つまり民営、民間ということで、かなり民間が、府下全体でいえば多い。都市部になると多いんだろうと思うんですけども、状況のようですが。先ほど言われましたように、非常に単価が安いということで、プラン以外には単価にはね返らないんですよ。そういうサービスを幾ら、医療、介護、福祉の連携のサービスを幾らやっても単価にはね返らない。一方で、一人当たり持たなければならない人が多くて、もちろん、そんな心の余裕もないという状況で、ケアプランをつくるだけで精いっぱいいうところが、本来の仕組みの機能が果たせていないと。結局ここあたりが、設置の導入のときに、いかに介護保険の負担減らすかというところから発想が生まれて取り組まれた、そういう内容が、やっぱり反映されているのではないかなというふうに思うわけですね。それで、当町では、町でやっても今の話だと、はじめて僕知ったんですが、一人40件と。これも、法律の縛りといっても限度ですね、確か。民間でいえば、これ以上やると単価また安くなって営業成り立たない。それだけの数持っておられる。これはやっぱり人的な、そういう資格を持った人がおられなくてふやせれないのか、それとも、この辺は町長の答弁にも絡むかもわかりませんが、いわゆる職員削減しなければならないという、こういう縛りの中でふやせれないのか、せつかく町が直営で支援センターを持っていたも、ほかのところと同じような状況、もちろん他の職員がほかの部分カバーをしてるのだろうというふうには思っと思ってんですけどね。しかし本来の支援センターの業務の中で、そういう本来の業務ができていないという実態があるということは、今後改善すべき課題だというふうに話を聞くと思うんですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほど申し上げましたように、一人40件程度ということで、要介護1以上のこのケアプランについては、国のほうの基準がございまして、35件までということになっております。そういったことを比べますと、要支援だから、軽い方のケアプランだからいいんじゃないかなと言われる方もございますけれども、実際には、軽いから、今の状況と、来月の状況と、物すごい変わってきて、ニーズも変わってくるということがございます。重度の方であったら、例えば言い方は悪いですけども、寝たきりの方については、ケアプランの策定は、一たん計画したらそんなにぶれません。けれども、この軽い方、要支援1、2の方については、もう日々状態が変わられますので、その状況に沿ったケアプランを立てんなんということがありますので、大変時間を有するということでもあります。このあたりについては、人の体制についてなんですけど、これも今年の6月ぐらいに職員募集をさせていただいておりました。これは町長が答えてもらったからよかったんですけども、この包括支援センターの今の5名の体制では、とてもじゃないけど、今議員ご指摘の本来の業務に手が回らないから、これについては充実をしようということで決断させていただいて、職員募集をさせていただいたんですけども、あいにくそういった対象になる方が、町の思惑の人と応募された方とは合わなかったということで、この7月採用にはできませんでしたが、今後については、そのあたりも町長の思いとしては、もう少し充実してきちっと高齢者の支援をしていきたいという思いは持っていておられますので、今回募集しております中で、さらにそういった方についての募集もしておりますので、そのあたりいい方があったら、ここに張りつけていきたいというようなことで、この支援センターもさらに充実を図って、

大体ほかの町が3名から4名の体制で、うちが6名体制ということになれば、要支援の方についての、まあまあケアプランを立てて、そして本来の権利擁護でありますとか、健康づくり事業のほうに力を注げるんじゃないかなというように、担当課としては思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そういう課題解決に向けて取り組まれているということで、ちょっと安心をしましたが、現実的には、そういう人材がなかなかというのは、今の福祉の部門では、もうそこらじゅうで起こっていますので、引き続きぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで次なんです、厚生労働省の地域包括ケアの理念と目指す姿についてという、養成研修のそういう中身を見ていまして、この地域包括ケアは、地域住民や自治会などとの連携、こういうところを含めた協働ということがやっぱり必要だということになってるわけですね。その京都式というのは、またそこはちょっとわかりませんが、本来の包括ケアはこういう形になっていて、前回、地域福祉計画について質問いたしました。そういう中で、その地域との連携、特にその地域の中でこの行政課題を解決するための組織づくりをこの福祉計画で取り組むべきだということを求めまして、進めていきたいという答弁もいただいたと思います。こういう面について、現状、地域住民や自治会含めた相談見守り等々の地域包括支援センターの取り組みということになってますが、これはどの辺まで取り組みができていますのかお聞きをいたします。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今言っていましたように、この地域福祉計画の策定というのがございます。与謝野町では、この地域福祉計画は現在のところつくられておりません。なぜかと申し上げますと、現在この福祉施策等につきましては、大まかなことについては全体の総合計画がございますし、その中で、高齢者福祉計画、介護保険事業計画があり、また子育て支援計画があり、障害者支援計画がありというような、それぞれ細かくそういった計画を立てております。そういった中で、ほとんどそれがカバーできるんじゃないかなというように思っております。しかし今ご案内いただきましたように、この地域の連携部分については、そういったことが事細かく書いてございませんので、将来的にはこの福祉計画を立てて、地域住民の方の中に入って、地域のニーズ等々を細かく聞いて、そしてこの福祉行政に反映していかなんのかなというように思っております。これは課題として持っております、全く今の段階ではつくらなくてもいいという考えは持っておりませんので、今後そのあたりも地域福祉計画の策定をしていかなんかなというように思っております。なお、今介護保険計画の中では、それぞれの事業の関係については、事業所のほうにお願いするわけなんですけども、やっぱり高齢者を守っていくというのは、災害時を含めて、やっぱり地域が最初の第一歩ということがございますので、今後については、この地域の方にご協力をいただきながら、この高齢者福祉の関係については、連携を取ってまいりたいというように思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 最初に答弁があったと思いますが、介護保険や高齢者福祉計画、それから医療も来年から新しい段階に入っていくということになって、今計画づくりが進んでいるということで、この京都式がその中に含まれていくという答弁があったというふうに思います。京都府の健康福祉部の高齢者支援課長が講演をされた中身に、府はだれでも希望すれば、住みなれた地域で安心

して暮らしていけるよう、在宅医療、介護、福祉を出されるサービス基盤を充実すると。一体的に支援するシステムを構築すると。そういう点で、二つの点をお聞きしたいんですが、とりわけ1点は、独居であっても、要介護状態であっても、低所得であっても、安心して暮らせる、そういう体制を進めるというふうに言われています。とりわけ低所得者であっても安心して暮らせるという点が、現状では非常に難しい状況にあるというのが今まで指摘をしてきたところです。介護保険料払えば、もうサービスは受けられないというのが、率直なこういう方々の声なんです。だからこういう京都式で、すべての人が、特に自宅で暮らしたいという要望にこたえるということ強調がされてますけど、安心してサービスをだれもが受けられるという状況にするために、この部分で、やはりその所得に合わせて、本当にだれもが保険料が払えてサービスを受けられるというのをどうすれば実現できるのかということを検討し、導入するということが、こういうところからも必要ではないかと思っておりますが、これは町長でしょうか。特に低所得者の方の負担をどうやって減らし、サービスが受けられる、そういう仕組みづくりするかというのは課題だと思うんですが、これについてどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした、だれもが安心、どこでも受けられると、いろんなサービスが受けられるということが願ってる状況ですけれども、なかなか現実的にはそうはならない現実もあるかと思えます。そうした中で、やはりもう少し我々自身もですし、小さな町一つだけではやっていけない、そういうシステムそのものに問題があるところもあるかと思えますし、それらにつきましても、もう少し我々もいろんな場面での不都合といいますか、矛盾に感じる点、問題点などは、やはり申し上げて、一つでも改善されるような方向に努力をしまいたいというふうに思っていますし、また今後町で作成します、高齢者のそういう福祉計画の中でも、それらの視点も含めたような形のものでできればというふうに考えております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） ぜひよろしくお願いします。

もう一つの、今言った課長が講演されてる中で、あるいは京都式という、いわゆるこれを推進するという立場の中でも、特に与謝野町から見て、なかなかまだ進んでいないと思えるのが、高齢者が自宅で住みたいというように答えるというところから始まっていますが、高齢者の住まいを確保するという点ですね。いわゆる独居になっても、自宅でなくてもいいということになってますが、障害を持ったり、あるいは高齢でのいろんなサービスが必要になっても、住める住まいを確保していくと。ここらが大きな課題として掲げられています。だれもがそういうふうにして住める町をつくっていくというふうに書かれています。こういう点では、今度特養をつくられて、施設面で取り組みはさせていただいておるんですけども、高齢者向けの住まいの確保という点については、まだなかなか進んでいないのではないかというふうに思っています。来年の計画づくりに向けて、これの具体的な、あるいは課題としてそもそも掲げられているのか、具体的な取り組みを検討されているのか、この辺についてはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この在宅で暮らしを続けるということで、実際に京都式包括ケア推進費の中では、安心サポートハウスの整備と、このようなものがございまして、また今までからありますような

地域密着型小規模介護施設の整備促進と、このようなことがうたわれております。この安心サポートハウスの整備等々、先ほど町長の中にもありましたように、この包括ケア推進事業につきましては大変多くのメニューが準備をされておりますので、この一つずつ、まだ精査をしておりませんので、この第5期の整備計画の中では、このあたり一つずつ吟味して、そして地域の中で高齢者が生活できる方法、また与謝野町として取り組めるような事業内容をきちっと精査して、その中に盛り込んでまいりたいというように思いますので、このあたりしばらく時間をいただいて研究をさせていただきたいと思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 言われるように、この中間案でもいろんなメニューが書かれています。最初に言いました与謝野町から見て、この京都市の今回の内容がどのように生かせるのか、これはこれで非常に大事だと思いますので、ぜひ取り入れるものをどんどん取り入れていただけて進めたいというふうに思います。

時間が来ますので、最後に保健センターについてお聞きします。この京都府議会の知事の答弁の中で、地域包括ケアを支える拠点として保健センターが非常に大事だと思っているということ言われてるんですね。そういう点で、この与謝野町ではどうなのかなというのを、ちょっと率直に感じたので質問をするんですが。保健センターは、多分今は保健課が所管して、検診なり、そういう拠点として利用がされているというふうに思います。地域包括ケアということになると福祉課ですね、今はね。そういう点で、この保健センターというのがどの程度使われていて、こういう医療も介護も福祉もワンストップで連携させていくという取り組みが、与謝野町でも目指しておられる。こういう中で、今の保健センターが果たす役割はどの程度なのか。そこに向かって今どこまで、どういう状況で今の保健センターでそれができるのか。それら含めて、現状等課題について最後にお聞きをしておきます。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この保健センターの役割でございます。現在では、保健センターについては加悦地域の保健センターと岩滝地域の保健センターがございます。こういった中で、子供さんの検診でありますとか、また高齢者の方のがん検診等々に使っております。この地域包括ケア人材育成、人材確保の中の一つなんですけども、実際に実習指導者等の講習会等がございます。こういったところ、それぞれの福祉施設のほうでお世話になるのか、また町が持っている保健センターの中で、そういった研修会をやるのかという内容、また実際今度介護をされる方については、たんの吸引が介護士さんのほうでできるというようなことがございますので、そういった研修も含めて、こういった保健センターを使っていたら研修の場所として使っていけるんじゃないかなというように思います。また実際にそういった高齢者福祉施設の中で、そういった指導も行わせていただきますので、今後そういった要望なり研修内容によっては、町のほうの保健センターも使っていきたいというように思います。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（井田義之） これで野村正八議員の一般質問を終わります。

次に、4番、杉上忠義議員の一般質問を許します。

4番、杉上議員。

4番(杉上忠義) それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

第1点目は、丹後広域観光圏による観光地域づくりについてであります。丹後の観光状況、今年の夏7月1日から8月31日までの丹後、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の50カ所の調査対象の施設の観光入り込み客数は112万1,000人で、前年対比10万8,000人減の91.2%と、丹後観光情報センターは10日に発表されているところでございます。注目の高速道路無料化の社会実験終了後は、舞鶴方面では、実施前の状況に戻ったところが多く見られているところでございます。また現在注目のKTRの輸送人員実績は、対前年比99%と、ほぼ前年並みを確保しているとされておるところでございます。一方、宮津天橋立インターチェンジの出口台数は19万7,986台で、前年比99.2%となっておるところでございます。こうした丹後の観光状況の中、国土交通省、観光庁から観光を核とした地域の再生、活性化を図るため、観光圏整備法に基づき2泊3日以上滞る型観光が可能な観光圏の形成を推進するとともに、地域の特色ある資源を活用した着地型旅行商品の企画、販売を行うため、観光市場と地域のワンストップ窓口機能等を担う観光地域づくりプラットフォームの形成を促進する支援事業が創設されておるところでございます。現在よく使われますプラットフォームとは、さまざまなプロジェクトをつくっていくために、そのために必要な拠点というふうに解釈しているところでございます。このほど平成23年度、観光地域づくりプラットフォーム支援事業につきまして、5月27日から6月15日まで第2次の公募を行い、第三者委員会における応募案件の事業評価を踏まえまして、京都府丹後観光圏、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町への補助採択が決定したと観光庁から8月19日に発表されたところでございます。地域のPRや旅行商品の企画の拠点となる協議づくりに最高500万円の補助がされる仕組みになっています。今後は、広域観光に積極的に取り組みまして、次のステップであります運営初期段階の補助、実際のイベント開発や旅行商品の販売、体験、交流、学習促進、人材育成などの事業費の4割、上限1,000万円を国が支援する制度を取り組めるようにするべきだと考えておるところでございます。そこで、町長の見解をお尋ねいたします。

2点目につきましてであります。再生可能エネルギー特別措置法が成立いたしました。このことに関連いたしまして質問いたします。

8月に成立したこの法案の特色は、何といたしましても、電力会社に電気の買い取りを義務づけるものです。購入価格はまだ決定していませんが、新エネルギーで地域振興と連日報道されているところでございます。太陽光や風力、地熱、バイオマス、生物物質などの自然エネルギーの拡大は、新時代の国家戦略であります。現在国の自然エネルギーの比率は、水力を入れましても9%。これを2020年度には20%までに上昇させるのが当面の国の目標とされているところでございます。近々のほどでは、2009年から取り組んでおられました宮津市の発電施設、宮津バイオマスエネルギー製造事業所が完成。これは竹を粉にして高温で蒸すことによって発生するガスを燃やして発電する世界初の施設と報道されているところでございます。この施設は、国などの補助を受けまして、総事業費2億3,500万円で建設されました。発電量は、1時間で約30キロワットで、まだまだ実験施設の域を出てないという報道もあります。また関西電力におきましては、堺市に国内最大の太陽光発電所が完成し、7日から営業運転を開始。出力は1万

キロワット。またまた大手企業のソフトバンクは、京都府を含めまして全国35都道府県と17政令市と、自然エネルギーの復旧を目指す協議会を相次いで設立しております。この協議会の構造宣言の中の一つに、地域によって適する自然エネルギーはさまざまであり、国のみで制度やルールを決定することなく、開かれた場所において、各地方公共団体の意見を聞いて進めるべきであると宣言しているところでございます。また近畿地方整備局が淀川に今年3月に設置いたしました、川や用水路で水の流れをせきとめずに電気を起こす小水力発電も、全国から注目を集めておるところでございます。本町におきましても、再生エネルギー法を上手に活用することが重要であると考えているところでございます。特に工場の遊休地や耕作放棄地が太陽光発電に有望であると考えております。再生エネルギー特別措置法は、持続的な新たな産業を育てる可能性は大きいと思われまます。来年の7月の施行までには、本町におきましても自然エネルギーに取り組むことが大変重要だと考えておるところでございます。そこで町長の見解をお尋ねしたいと思います。

以上の2点につきまして、よろしく答弁いただきますよう、お願いいたします。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 杉上議員ご質問の1番目、丹後広域観光圏、観光地域づくりについてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、観光庁では観光を核とした地域の再生、活性化を図るため、観光圏整備法を平成20年7月23日に施行し、とりわけ観光客が2泊3日以上滞る観光ができるような観光エリアの整備を推進しようとする地域を支援することとしました。これを受けまして、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根、与謝野町で組織します丹後広域観光キャンペーン協議会では、滞在型観光の推進を図ることとし、観光圏整備計画を策定し、京都丹後観光圏として申請を行い、認定に至ったもので、今日までの丹キャン事業に対し支援を受けております。本事業は3年間の事業支援でございまして、本年度はさらなる事業推進を図るメニューでございまして、観光地域づくりプラットフォーム支援事業の申請を行い、先般事業採択をいただいたところでございます。観光地域づくりプラットフォーム支援事業のメニューでございまして、観光圏においてさまざまな滞在型観光の取り組みを推進し、さらには具体的な着地型旅行商品等を市場へ販売するワンストップ窓口の組織化への支援、これは設立準備段階支援でございまして、それと具体的に取り組む運営組織に対し支援する、これは運営初期段階の支援の二つのメニューがございまして、今回丹キャンといたしましては、まずは設立準備段階の協議を進めることとし、申請を行い、採択を受けたものでございます。具体的には、平成23年度において、プラットフォームの設立を検討するもので、そのためのセミナー、研修会を開催し、人材育成を行うとともに、体験プログラム等のプランシュアアップの検討を行うこととしております。議員も取り組み、経過はご承知かと思いましたが、改めて現状報告をさせていただきました。議員のご質問の、次のステップである運営初期段階のメニューに取り組むべきであるが、町長の見解は、につきましては、私もステップアップが図れるよう、丹キャン内部で十分な議論を重ねていただきたいというふうに思っておりますし、ぜひとも運営初期段階に手を上げていただきたいというふうに考えております。しかしながら、プラットフォームの立ち上げは、机上では簡単でございまして、持続可能な組織体制や商品化に向けた企画立案は、多くの汗をかいていただかなければ難しいというふうに思いますし、

それをコーディネートする人材も大変重要でございます。ご承知のとおり、この事業は行政が行うのではなく、観光関係団体や観光業界の皆さんが取り込まれるものであり、町としましては、取り組みが円滑に行えるようバックアップをさせていただきたいというふうに考えております。また当町のプラットフォーム構築は、与謝野町観光協会が組織の充実と合わせ進めていただくことが望ましいというふうに考えておりますので、その取り組みに期待をいたしたいというふうに思います。

次に議員2点目の、再生可能エネルギー特別措置法成立についてお答えいたします。この法律の最大の課題は、一般に買い取り価格の決め方が非常に難しいという点であり、価格が高ければ電気料金の値上げとなりますし、逆に低ければ再生可能エネルギーの採算がとれず、その普及に結びつかないというふうなご指摘があることは、議員もご承知のとおりだろうかと思います。このように、太陽光発電などの自然エネルギーの普及には新たな一歩となりますが、電力会社による買い取り価格の水準をどう決めるかなど問題点も多くあります。いずれにいたしましても、この法律の運用に当たっては、まだ未知数の部分が多く、今後の国の動向や、あるいはご指摘のメガソーラー発電など、自治体と連携した民間手法の状況を見きわめながら考えていく必要があるというふうに思っております。

以上で杉上議員への1回目の答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今の町長から答弁いただきまして、行政として取り組んでいくのが難しいので、観光団体等々のサポート、バックアップをしていきたいという答弁でございました。きのう観光協会に寄りますと、こういうパンフレットが置いてありまして、取り組みが始まっていると思うんですけども、「わくわく秋の丹後宿泊キャンペーン」いうふうに始まっているわけですね。ですから、こういうのがどの程度実績が上がっているかよく調査していただきまして、その難しさを乗り越えていただきたいなというふうに思っているところでございます。町長の答弁にありましたように、それを乗り越えて実際の補助金いただける次のステップに、ぜひとも手を上げていただきたいというふうに私も思うところでございます。この実績と次のステップへの意気込みを、もう一度確認しておきたいというふうに思いますけれども。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） はい。今回のこの観光地域づくりのこうしたプラットフォームの支援事業といたしますのは、特に観光については弱いこの与謝野町あたりは、よその地域の力も借りながら、そうした丹後全体で取り組んでいくための一つの大きなツールといたしますか、機会だというふうに思っております。そういう意味では、これらについてやはり、今500万円のそうした支援のための準備段階での補助がついております。こうした中で十分計画を練っていただき、そうした中にも当町のいろんな団体の方が入っていただいて、十分にこの町の観光として生かせるものを発掘し、提案し、それらが一つの2泊3日の旅行の中にも取り入れられるような、そうしたメニューづくりに当たっていただきたいなというふうに思っております。そうしたことが、次の段階で計画に基づいた実際の実施ができるように頑張っていただきたいというふうに思っておりますし、町も何らかの形でそれらを応援してまいりたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番 (杉上忠義) ご存じのように、ちりめん街道活性化行動プログラムの提言書ができて、町長のところにも持っていかれたと思います。この中で、ちりめん街道だけじゃなくて、観光全体について書かれておるところでございます。特に今回注目していただきたいのは、京都府の統計によりますと、観光客一人当たりの消費額も書かれております。京丹後市が4,129円、伊根町が4,041円、宮津市が3,347円、与謝野町が非常に少なくて753円。これは宿泊客が少ないという結果だというふうに思っているところでございます。リフレも10月1日には完成いたします。また大きなイベントの登山マラソンにおきましても、過去最高の1,124人ですか、がお越しになりますし、国民文化祭もでございます。この機会をとらえまして、このキャンペーンとあわせて宿泊客のアップというふうに運動を起こすチャンスであるというふうに思っております。2点目はこのレポートにも書かれておりますように、国立社会保障人口問題研究所の推計では、将来の人口は2035年、与謝野町は29%減りまして、1万7,676人になるというふうに書かれております。このことからいたしましても、観光振興における交流人口の増加、田舎に住みたい人の定住促進受け入れ態勢の充実、これが非常に重要だというふうに、これを読みまして思ったところでございます。この点からも、ぜひとも観光振興にさらなる力を入れていただきたいというふうに私は思います。それからこの観光地域づくりプラットフォームの支援事業で、同じ事業の指定を受けとります近くのびわ湖・近江路観光圏もぜひとも調査研究していただきまして、連携を図っていただきたいなというふうに思います。この3点につきまして、町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

議長 (井田義之) 太田町長。

町長 (太田貴美) 今いろいろご提案がございました。いろんな形での取り組みというものが必要だというふうに思いますし、例えば観光という視点からいきますと、少し外れるのかもわかりませんが、今いろんなところでパワースポットとか、そうしたことも言われております。そういう意味では、丹後は非常にパワースポットの多いところではないかなというふうに思っております。旧町のときに考えてみますと、巖分祠さんに多くの信者さんがお泊まりになりました。与謝野町の入り込み客の中で、一番よく、多かったところが神社でございました。そうしたことを考えますと、単にそうした場面だけじゃなしに、交流を図るという意味では、丹後のそうした神秘的な、あるいはいろんなパワースポットと言われるような場所のあるところ、そうしたのもやはり観光として光を当てていくという、もう一度光を当てていく。それがまた今後世界遺産等にもつながっていくというふうにも思いますので、やはりそうした連携した中で、いろんな角度から提案をし、交流人口をふやしていくという、そうした視点が必要ではないかなというふうに思いますので、おっしゃるようなことも踏まえた上で、十分議論をしていただいて取り組んでいただけたらというふうに思います。

議長 (井田義之) 杉上議員。

4 番 (杉上忠義) 今答弁でありましたように、この機会をとらえまして、ぜひとも観光振興が進展いたしますように頑張りたいという意思、お願いをしときたいと思います。

2点目の再生可能エネルギーにつきましては、報道によりますと、太陽光バブルを懸念するような報道もされているところがございます。具体的に先ほどお尋ねいたしました、本町におきましても、京都府のエコタウン構想で昨年度より取り組みが始まっているところがございます。し

かし残念ながら、京都府の指導によりまして、こちらの思うようなところに太陽光のパネルの設置もうまくいってないようでございますので、その辺も踏まえまして、来年の、先ほど申し上げましたように、この法律が施行されるまでに、ビジョンと申しますか、取り組み体制と申しますか、プロジェクトチームと申しますか、そういうもんが必要だというふうに思いますけども、町長のお考えはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） せんだっての一般質問等でもお答えいたしましたように、町としてこれでいくというものが決定しておりませんし、いろんな取り組みの中で、できるだけそうした自然エネルギーが利用できるものを利用していくというような方向で考えさせていただきたいと思います。よさの百年の暮らし委員会でしたか、せんだっても申し上げましたように、今そうした若い方たちが入って、いろんな取り組みの研究と申しますか、提言をしていただくような委員会の中で協議をしていただいております。そうしたものができ上がってきた中で、また皆さん方との議論の中で、今後の与謝野町の進むべき方向性等もうたっていきたいと思いますし、その中で計画をもって進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 京都府の資料にも、どこが取り組んだのかいいますと、この自然エネルギー、難しいわけですね。文化環境部地球温暖化対策課に書かれとるわけですね。ですから今町長おっしゃいましたように、その若い人の力を結集するもう少し与謝野町におきまして、本格的に取り組みを始めますという宣誓をする意味も込めまして、何か若い力だけに、新しい会の名前をつけることはできないのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） すぐ名前忘れてしまって、申しわけないですけども、これは町のほうでエネルギービジョン策定と申しますか、今年の4月に「よさの百年の暮らし委員会」ということで、与謝野町の地球温暖化対策実行計画を策定に取り組んでおります、既に。これは12人の方々でございまして、商工会、あるいは町の婦人の方々、環境団体、NPOの方たち、農業関係者、あるいは公募で5人入っていただきました、そうした組織委員会ができております。そこで考えていただいております。名前も、これ非常にユニークな、皆さん方が自分たちで考えられた名前でございます、「よさの百年の暮らし委員会」ということで、今後の与謝野町の100年を見越しているような計画を考えていこうという、そうした思いが込められているんだというふうに思いますが、この計画にはいろんな対策、そしてまたそれに対します施策なども盛り込むということにしておりますし、その中で自然エネルギーの利用によります住民の皆さんへの経済的支援を検討するというふうなことを考えておりますので、そうした計画で進めさせていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 「よさの百年の暮らし委員会」ですか。すばらしい名前がついてスタートしているということでございます。ぜひとも、もういろんな企業が乗り出してきているということは、可能性が大だというふうに考えているところでございます。ぜひとも与謝野町におきましても、民間企業も参入しやすいように、この委員会を中心に、自然エネルギーに対する取り組みが始まる

ことを期待して質問といたします。ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで杉上忠義議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。55分まで、3時55分まで休憩します。

あと一人、辛抱してください。

（休憩 午後 3時43分）

（再開 午後 3時55分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、一般質問を続行します。

8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

8番、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、事業継続計画、BCPの策定について町長にお伺いいたします。

事業継続計画（BCP）とは、ビジネス・コンティニューイティ・プランのことで、業務継続警戒とも訳されますが、企業や組織において、災害や事故等で大きな被害を受けても重要業務をなるべく中断させない。仮に中断しても、できるだけ早急に、あるいは許容される時間内に復旧させ、業務継続を実現するための戦略を計画することです。すなわち、優先的に継続復旧すべき最重要業務を事前に特定しておき、バックアップ準備やリスクの軽減、事後の災害時応急対応、復旧手順の明確化、指令、命令系統の確保等の計画をあらかじめ立案し、被災の影響を最小限にとどめ、そしてその実現を可能にするために、被害状況と資源の活用状況を詳しく想定、分析した上で、事前対策を着実に実施していくことを定めることです。このBCPは、ここ数年、金融機関をはじめ、企業での策定が進んでいます。背景には9.11のテロをきっかけに、海外金融当局が、金融機関に対してバックアップサイトの確保をはじめとした事業継続計画のための圧力を強めたことにより、日本の金融機関にも波及し、同時に海外に取引先や顧客を持つ企業も同様の背景があり、広がりを見せていると言われております。そのほかにも、近年多発しています大規模自然災害、地震、台風、ゲリラ豪雨、またインフルエンザパンデミックなどがあります。企業にとってのBCPとは、直接的な損失の回復とともに、企業経営を存続する上でなくてはならない、信頼性を守る重要なことです。一方地方自治体においてのBCPは、組織の存続や付加価値向上ではなく、地域住民の生命、生活、財産の保護、また行政サービスの維持、例えば保健や福祉への対応、緊急時被災時における道路、水道の復旧、整備などといった観点が重要であり、これが策定の目的です。総務省では、昨年、平成22年11月、地方自治情報管理概要の中で、情報システムに関する業務継続計画、BCPの策定状況、これは平成21年度末ですが、公表いたしました。都道府県、市区町村単位の調査結果から策定している市区町村は102団体で、1,750団体の中で、5.8%、策定していない市区町村のうち、平成22年度策定予定は70団体で、4.2%、平成23年度以降の策定予定は483団体で、29.3%、策定予定はないとする市区町村が1,095団体、全体の66%にも及ぶことが明らかになりました。自治体においてBCPの策定が進まない理由については、防災計画との違いに対する認識が余り高いことや、BCPを策定する人的余裕や時間がない、またノウハウがないなどが、内閣府及び総務省消防庁の地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査で明らかになりました。そこで防災計画との違いについて少し述べてみたいと思います。防災計画とは、その目的が人命の安

全や建物などの資産の保全であるのに対し、BCPでは、重要事業の継続を目的としているため、幅広い検討が必要になるという点で大きく違います。計画の内容については、防災計画の場合、耐震、消火設備等の導入、食糧等の備蓄、被害状況の把握、建物、設備の復旧など、人命の安全確保や建物の保全を主眼に置いています。一方BCPでは、これら防災計画の内容に加えて、災害による業務への影響がどれだけかを評価するビジネスインパクト分析、非常時であっても優先的に継続すべき重要な業務の選定、その業務をいつまでに、どのレベルまで復旧させるかという目標復旧時間の設定、どこでBCPを発動するかの基準、例えば代替施設の稼働、代替要因による業務の運用開始など、検討すべき対象は幅広くなります。対象範囲については、防災計画の場合、本社、支社、出張所など、拠点単位で計画策定がなされますし、その計画内容も拠点前の基準で構わないのであります。しかしBCPの場合には、一つの業務やサービスを支障なく運用し提供することが求められるため、その業務やサービスに関連した複数の拠点には一貫した計画が必要となってきます。地方自治体の場合、本庁舎だけでなく、最寄りの庁舎や地方自治体の関連施設を含め、どこを活動拠点とし、他の拠点も同時に稼働させる必要があるのかを検討することも大切になってきます。最後に評価については、防災計画では、職員や住民の生命を確保するという労働安全面及び人道面での成果が重要な評価対象となりますが、BCPの場合には、応急復旧業務だけでなく、優先されるべく業務、行政サービスの提供を維持できるかが評価につながります。特にBCPでは、この優先業務を見きわめることが重要であり、地方自治体の場合は、災害、事故等の被災時に、具体的に想定される優先業務としては、医療面での対応や公共インフラの水道、道路などにおける被害状況の早期把握と応急処置であります。緊急道路の障害物除去、給水活動などもあります。以上防災計画とBCPを比較してみますと、BCPのほうが幅広く検討を要する項目があることがわかります。与謝野町地域防災計画には、町民の方々の協力のもとに、災害予防、災害応急対応及び災害復旧対策の実施を、町が中心的な役割を担うことが定められています。しかし過去の災害を見ましても、行政自身が被災し、被害を受け、さまざまな制約が伴う状況でも地域防災計画に定められた業務はもちろんのこと、災害時にあっても平時から継続が求められる業務があります。行政サービスの業務継続は、自治体にとっての社会的責任であります。したがって、災害等が発生したときには、応急業務と合わせて、優先的に継続する通常業務の特定と執行体制をあらかじめ検討する必要があり、事業継続計画の策定に取り組むべきであると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 浪江議員ご質問の、事業継続計画の策定についてお答えいたします。

議員からのご説明にありましたが、事業継続計画は、一般的には大災害が発生した場合などの非常事態時において、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために事業者が策定する計画のことでございまして、市町村事務事業に当てはめれば、非常事態時に優先して行う業務、縮小や休止する業務を選定し、中核となる事務事業の継続や早期復旧を可能とするための計画でございまして。大災害などが発生した場合には、限られた職員で災害対応業務や復旧、復興業務はもとより、町民の生命と健康に直接かかわる業務は優先的に取り組む必要があります。そのため、

特に急を要さない業務については、縮小や休止をするということとなり、あらかじめそれらの内容を定めておく必要があるという考え方でございます。阪神淡路大震災や東日本大震災では多くの職員が被災し、また災害対応の拠点となる庁舎が被災したことにより、業務の継続に支障が出るなど、行政自身の被災が問題となりました。人員が限られている中でも、災害応急対応や復旧、復興業務などの災害対応業務の実施、また町民に対する最低限の行政サービスは継続していかなければなりません。地域防災計画は、町が町民、関係機関、関係団体と連携して、災害発生に対する予防、応急、復旧、復興に係る実施すべき業務を総合的に示した計画であり、庁舎や職員が被災することは、余り想定はしておりません。事業継続計画では、職員や庁舎が被災することを前提に、地域防災計画で定められている災害対応業務や優先的に継続する必要のある業務を、いつの時点からどの程度実施することが可能なかを検討した上で、具体的な手順を定めることとなります。事前の備えとして、特に重要であると認識していることとしましては、情報システムの一刻も早い復旧体制を整えておくことが大切であると認識しております。また職員の勤務体制についても、十分な配慮が必要であるというふうに考えます。災害時には職員は帰宅をせず、数日間連続して業務に従事することが想定されます。そのための交代要員の考え方などについても、十分に整理しておく必要があるというふうに考えます。今後地域防災計画の見直し作業に本格的に取り組むこととなりますが、合わせましてこの事業継続計画の策定についても、十分な研究をしていきたいというふうに考えております。

以上で浪江議員の1回目の答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それではただいま答弁をいただきまして、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、このBCPについての認識は、ほぼ私と一致しておりまして、重要性も非常に認識されておるといふふうに思っております。それで答弁の最後のほうにありましたように、地域防災計画の見直しと合わせて研究するという答弁があったと思いますが、これは地域防災計画と合わせてというのは一緒にということになるのか、また別にこの事業継続計画を策定に向けて動き出すのか、このあたりを伺いたいと思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 与謝野町の防災計画につきましては、一定の形ができておりますし、またその中で見直すべき点を、今回も見直しました。それは順次、やはりいろいろと変更していく、また考え直していく、見直していく、そうした大もとが変わればそういう形になりますので、やはりそれとは別に、こうした計画について、まずはどういう中身なのか、またそれらについて実際に災害が起こったときにどういうことが考えられるのか、それは全く防災計画を無視した格好ではできませんので、やはりそれらと合わせて、まずは研究させていただいて、実際に立てるときにはそれらとの整合性を図りながらしていく必要があろうかなと思います。例えば備蓄のそういう備品につきましても、今ですと具体的にどこどこにあると。それがまた計画が変わることによって、各地域に置かれるというふうなことになってきますと、やはりとらえ方も、実際に起こったときにどう動くかといふところ辺りでも、その行動そのものが変わってくるというふうに思いますし、そうした部分については、もう少し実際にどういう中身であるのか、どの辺まで大体策定されるものなのか、そうしたことも含めて研究課題として、それはそれで考えさせていただきたい

というふうに思いますし、それらが合体できると思いますか、防災計画とその後の、もしそうした体制がとれなかったときの事業継続計画との整合性を図りながら、もう一つの計画も立てていくということになろうと。今、自分の頭の中ではそういうとらえ方をさせていただいております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） そうしましたら、地域防災計画の見直しと待つてというのではなくて、並行して進んでいくというふうに理解させてもらったらいんですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 実際にそういうことになるというふうに思っております。ただそうした並行してやっていくというか、そういうことになってきますと、なかなか町の職員だけではということになりませんので、やはり専門的な方々のそうした意見を取り入れながらという、具体的に、じゃあ町の中身とどうなのかというつき合わせが必要になってくると思いますので、一定コンサルタントのような方々のそうした指導といたしますか、中身を研究していくことも必要かなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） わかりました。そうしましたら、ちょっと答弁がしにくいかもわかりませんが、一定内容等研究しながら、一つ動き出していくというふうに私はとらえられたわけですが、何事にも計画をつくるにしましても、やはりある程度目標といたしますか、大まかにいつぐらいまでというのがどんな計画でも、事業でもそうですけども、立てて、逆算していくわけですね。いついつまでにつくるには、じゃあいつごろまでにはここまでせんなん。いつまでにはこの辺までは検討したいとか、そういったあたりもしありましたら、伺いたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今の段階で、防災計画そのものが国のほうの計画、またそれに伴って府の計画等がきちっと基本的なことが定まっております中で、まずはそれに取り組むということが必要だというふうに思いますし、こうしたBCPということになってきますと、防災計画以上にいろいろと幅広く検討すべき中身があるかと思えます。そうしたことを考えますと、結構長いといたしますか、そんなにはるか先ではないですけれども、一定のそういう防災計画等の方向性が打ち出されるようなことができれば、やはりそれらについても具体的に検討した上で計画していくことがなろうかと思えます。研究するには、ある程度の別にそういう中身について勉強することについては、そんな縛りが無いと思えますので、やっぱり内部でもそうしたことについても、一定どういう中身なのかというそうした勉強はしておく必要があるかと思えます。具体的にいつまでというお答えはできませんけれども、考え方としては、そういう運びの考え方でございます。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは前向きに取り組んでいただけるということで。しかしながら、この災害、いつ何時、今起こるかもわかりませんし、そうした中で応急対応及び今言いましたような優先的な業務をしていかなければなりませんから、これ計画策定をするのが目的ではありませんから、その計画にのっとなって、いかにこれを実行していくか、ここが重要でございまして、この計画ができるまでの間にありましても、今災害が起きたときにどういったことが優先順位なのか。例え

ば計画を策定しております他の市町村の見てみますと、今行政が行っている事業が何千、何百、何十、何あって、その中の非常に緊急を要する、A、B、Cでランクづけしまして、その中のAが、例えば何百何十あるとか、こういったように細かく非常に分けられておりまして、こういったことは、その計画策定とは別に、ふだんから調査といいますか、いうのも必要ではないかなと思っておりますけど、このあたりについて見解を聞きたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今の防災計画そのものが明確になってない中でということは、非常に難しいというふうに思いますし、そうしたことに常にアンテナを張ってるということについては、これは別にそれをだめだということでもないですから、今の段階でそうしたことをランクづけして云々というところまではなかなかいかないと思いますし、その中身について、まずはどういうものかということ自体を勉強する。そうしたことは必要だろうというふうに思いますので。また防災計画を立てます中で、それらについてもどういうふうに勉強していこうかというようなことは論じて、そうしたものに取り組むことは可能かなというふうには思いますけれども、具体的に計画をというか、そこまではなかなか難しいかと思えます。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） わかりました。わかりにくいんですけど、大体わかりました。

それで非常に前向きな答弁であったんじゃないかなというふうに思っておりますが、そこで、特に聞くことはないんですけども、このBCPに当たりましては、ある先生の論文によりますと、今後必要不可欠な法、インフラの一部になるんじゃないかという。インフラですね。こういうことが指摘されておりまして、例えば人口減少化の中でありまして、どの町に住む、そういう選ぶ場合でも、この災害というのは、これも防げませんから。いざ災害が起きたときにどうするかという、このあたりがこれからは重要になってくると思っております。例えばそういう人口減少化、定住に関してもそうですし、また企業誘致なんかに関しても、こういったところを一つのアピールポイントといいますか、こういうことにもなるんじゃないかという指摘もございまして、ぜひとも、非常に内容、これまたなかなか自治体でも、さっき言いましたように進んでおりませんし、ごく一部です。京都でも三つぐらいですか、しかされておりませんし、なかなか難しい面もありますけども、ぜひとも研究していただいて、有効な計画になるように策定に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 基本は、やはりその町が安心・安全で、住みやすい町ということが基本でございますし、そういう意味では防災も、そうした災害が起こったときにどれだけ災害を防ぐことができるか、減災ができるか、またそうした起こった後の対応が速やかにどれだけできるかということがポイントだろうというふうに思いますし、こういう計画を立てるとか立てない以前に、やはりそうした意識を常に持って仕事をするということが大事だと思いますし、いろんなインフラ整備をするときでも、やはり優先してやっていく。同じ事業をしていくんでも、やはりできるだけ早く取り組まなければならないところと、もう少し待ってもらってもいいようなこととがありますから、そうした基準でいろんなそれぞれの課の抱えてます中身についても、全部すればいいわけですけど、やはりそれに優先順位をつけてやってるということは、まさしく今ここに書かれて

おりますと同じような作業を予算化するときにはしているわけでございますので、やはりそれらを優先して、まずはやっていくと。そういう意識を持ってやっていくということが必要かなというふうに思いますので、一つの今後の大事な研究課題とさせていただきたいと思います。

8 番 (浪江郁雄) 質問を終わります。

議 長 (井田義之) これで浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次回は、あす9月14日午前9時30分から3名の議員の一般質問を行い、その後全員協議会と委員会と準備されておりますので、ぜひご参集下さい。

お疲れさまでした。

(散会 午後 4時24分)